

日本記者クラブ会報

一九八七年十一月五日（木）記者会見

問いかけたい池子問題の本質



富野 暉一郎
（逗子市長）

逗子のことにつきましてお話を聞いていただく機会を得ましたことを、大変うれしく思っております。限られた時間の中ですが、できるだけ皆さんに逗子の問題の大事なところを、お伝えするよう努力してみたいと思います。

先日、市長選挙が終わりました。大変お騒がせしてしまつたわけですが、この問題は、やはり、日本全国の皆さんに注目していただき、かついろいろなご援助をいただく内容があるうかと、私は考えている次第です。池子問題の経過と今後の方向について、まずお話をさせていただきます、そのあと逗子の問題が含んでいる大事なポイントについて、五つほど問題提起をさせていただきますと考えております。

逗子は大変小さな町であります。人口は五万八、〇〇〇人です。全国的にも下から数えたほうが早いよう

東京都千代田区内幸町二丁目
日本プレスセンタービル
◎社団法人 日本記者クラブ
電話 〇三・五〇三・二七二二

な町です。面積は一七・八六平方キロメートル（一、七八六ヘクタール）で、このうち弾薬庫が二五〇ヘクタール、つまり、地域全体の一四〇の面積を占めております。沖縄県がたしか一七〇ぐらいの面積だったと思います。逗子もそれに負けず劣らず基地関係の面積が広い町ですけれども、明治の頃から文豪の徳富蘆花等が住みついたりして、逗子は保養地として有名なところでした。戦後の高度成長期で、新住民と旧住民が半々ずつというようなベッドタウンになりました。昼間は五万八、〇〇〇人のうち一万五、〇〇〇人程度が東京や横浜などに流出してしまふ。そういう町です。

なぜ保守的な町で運動が

ある意味では大変保守的な町で、戦後ほとんどずっ

と保守系の市長さんが続きました。日米安全保障条約に対する賛成が七〇％以上というように、非常に保守的な町で、労働運動とか市民運動がいままではほとんどなかった、と言つていいような町です。

また、大会社の部、課長さんクラスが多いものですから、財政的には非常にしっかりした内容を持っております。自主財源率が今年は一八・三％、国や県からのおカネは一〇％しか入っていないということです。もちろん、不交付自治体であり、そういう意味では財政の自主権が確立した町です。

もう一つ特徴を言いますと、高齢者が大変多い町です。今年は一三・一％、あと二年で六十五歳以上の方々が一四％を超える高齢社会に県下では初めて突入りいたします。

こういうような町で、どうして池子問題のような大きな運動が起きたんだろうか。これが、皆さんの興味や関心と呼ぶことになるのだらうと思いますので、この運動の経緯から話を進めていきたいと思います。

昭和五十七年八月に、政府から正式に市に対して、米軍住宅の用地として通告がありました。それに対して市長、市議会、市民の三者が一体になって反対しておりましてけれども、残念ながら元市長が途中から方

目次

問いかけたい池子問題の本質

富野暉一郎 逗子市長

1

弁護士業務の自由化

アンソニー・ザルム 外国法事務弁護士

12

宇宙開発の商業化はいつか

大沢弘之 宇宙開発事業団理事長

21

針を変えて受け入れということになりました。それ以後、リコール、市長選挙、あるいは新しい市長に対するリコール、市議会リコールと、地方自治法に書いてありますすべての手続きを駆使して、市民の皆さんが徹底的に自分たちの町のための行動をとってきたわけです。

そういうような経過をたどってきて、最近ではリコール合戦が終わりまして、知事のほうからも国、県、市の間で三者会談をして、この問題を話し合いによって解決しなければいけないということが、昨年提起されました。今年の五月に知事の調停案が出されました。

この調停案の取り扱いをめぐって、私たちのほうでは、市民の皆さんの意見を聞いてからということを持ち帰った後、住民投票運動というものが起きました。

しかしながら、この住民投票については議会が否決するという結果になりましたため、私は、市民の皆さんの非常に強い住民投票を求める気持ちに應えなければいけないということで、私の辞任によって、住民投票に代わるべき選挙をお願いするということで、この度の選挙になりました。

大変状況が悪い中での選挙ということでしたが、おかげさまで非常に高い投票率で選挙は終わりました。

七六・一四％というのは、前回の私の市長選挙を約一ポイント上回る、逗子においては史上最高の投票率でした。前回の選挙よりも、さらに米軍住宅建設反対の意思が明確になった選挙結果になりました。決してこの問題について諦めない、シラケない、さらにこの問題に理解を深めて民主主義と地方自治に基づいた対応を今後とも進めていく、という意味を市民が明確にした選挙が行われたわけです。

五回にわたる住民投票、あるいは選挙という意思表明の中で、逗子の市民の意思は確定した。もうこれ以上動かないというところまでいつてしまったと、私は考えております。しからばこれがどういうように解決されていくか、ということが今後の課題になってこようかと思えます。

選挙の結果が出た時の皆さんの報道は、各紙読ませていただきましたが、市長は大変難しい立場に立たされている、という論評が非常に多かったわけです。私自身といたしましては、日本は民主主義国家であり、憲法で定めた地方自治という概念がある以上、その土地に固有な住民の意思は当然尊重されなければいけないし、とりわけ選挙や住民投票によって何回も確認された住民の意思というものは、必ずそれが実現されるということであれば民主主義は壊れてしまう、という考え方です。ですから、私自身は決して困難を感じておりません。市民の意思をどのように実現していくかということで、これからさらに皆さんのご理解を得ながら、この問題の解決に向けて進んでいきたいと考えているところであります。

欠かせない米側の理解

調停案等の経過については、後ほど質問もあろうかと思えますから、それはそれでおくおいたしまして、今後の逗子の動向は、池子の森を守りたいとする市民の意思が明確化されたわけですから、これを表現する方向で、私がさらに努力していく以外にありません。これに沿って、国、米軍当局、米側当局の理解を求めていく、ということに最大限の努力が払われるだろう、ということがまず言えるわけです。

それでは、よく新聞に「八方塞がり」と書かれている状況を、どういうふうに打開していくのか。それが問題になるわけですが、私は、三つの道をとっていきたいと考えているわけです。

第一に日本政府だけではなく米側の理解が欠かせません。この問題は、米側から提起された問題です。一、三〇〇戸ほど関東地方では米軍住宅が不足している。したがって、これを日本の思いやり予算で対応していただきたい、というのが米側の要望でした。ですから、まずこれについて米側に対して逗子の実情を訴える必要があります。この米軍住宅問題を、日米間の友好をさらに進展させる方向で、そして安全保障条約の運用を国民の側に不利益にならないようにして問題解決を図るためには、日本政府だけではなく米側の理解が欠かせないと思います。

日米摩擦ということが言われておりますけれども、そういう中で、私が特に今回の問題を通じて感じましたのは、グラスルーツ、つまり国民同士のお互いの理解がどこか欠けているのではないかとことです。日本人の国民性とか人間性、あるいは自然環境に対する配慮、こういうものが、工業社会あるいは競争社会というもののの中に埋め込まれて見えなくなってしまう。そういう中で、人間同士の理解が比較的薄い状況の中で、日米間の摩擦が非常に増幅しているという面もあると思います。ですから、私はやはり米側の理解を求めるために、まず米国に行つてまいりたいと思います。多分、二月ぐらいに渡米することになると思います。

私たちがいま逗子でやっている運動は、戦後、米国

が日本にもたらした民主主義とリベリズムがまさに開花した結果です。私は昭和十九年生まれですけれども、ちょうど私の年代から少し下の世代が返子の運動の中心になっているわけです。そういう人たちがやっている運動は、アメリカン・リベリズムとデモクラシーの結果なのです。したがって、アメリカの人たちに、この運動を理解してもらうように訴えたい。こういう運動をつぶされないようにして、日本においてさらにこういう動きが開花していくような方向で、この問題を解決することが、真の日米の友好に役立つのだ、という点を訴えたいと思います。こういう観点から米軍住宅問題を見直していただいて、両国の関係が円滑にいくような解決策を、お互いにつくっていくように提案していきたいと考えております。

二つ目としては、世論の形成ということがあろうかと思ひます。池子問題は、いままで五年間、市民が一人ひとり考えてやってまいりました。政党の指導とか、あるいはイデオロギー的な指導なしにやってこられたのは、一面ではマスコミの皆さんが、この問題の大切さを評価して下さって、非常に好意的に報道して下さったからだと思ひます。これがどれほど市民の励ましになったか、そして県当局あるいは国当局に対する抑止力になったかは計り知れないものがあると思ひます。

そういう点から考えまして、今後とも池子問題の本質を皆さんに十分ご理解いただいて、その本質に基づいた報道をしていただきたいと思います。そのように私たちとしてもぜひ努力してまいりたいと思ひます。そういう意味で、後ほど五つほどに整理して返子の問題の本質的なところについて、問題提起をさせて

いただきたいと思います。

世論形成というものは、池子問題についてはとりわけ大事だと考えています。今後の政府の自制的かつ慎重な対応、そして米側の根本的な態度変更を引き出すためにも、重要なことであろうと思ひます。この点についても、今後とも十分努力してまいりたいと思ひます。

最終的には政治解決で

三つ目は、この問題は最終的には政治的に解決されなければいけないものだ、という点です。行政的ないわゆる手続き論だけでは、この問題の本質は何ら解決されることにはないであろう。日米間の本当の友好というものは何なのか。あるいは防衛をどのように扱っていくべきか。あるいは「安保とみどり」というものの扱いを、最終的にはどのようなバランスで決着させていくのか。これらはまさに政治レベルの問題だと思ひます。この問題を国と市との関係の中で解決していくためには、単に行政的なレベルだけではとても解決できないというのが、私たちが五年間この運動をやってきて得た結論であります。

そういう中で、昨年以来の県のご努力による政治解決の糸口というものもあつたわけです。さらにもう一歩二歩と進んだ政治的な解決策というものをとめていきたいと、私は考えております。あくまでも米側に對するはたらきかけを大切に、そして世論のバックアップをいただきながら、話し合いによる政治解決に今後ともまい進していきたい。このように考えています。

そのような解決策を今後も模索していくわけですが、しかし、これは一朝一夕には終わらないと思ひます。ですから一方では、ライフ・サイエンス・パーク構想を、市の基本方針として総合計画の中に入れていく予定です。池子弾薬庫を米軍住宅に使うよりは、国際的な生命化学のセンターにしていきたいところが、いかに国益にかなつたものであるかを、ご理解いただきたいと思います。

具体的にいろいろなことを申しあげる必要があるかと思ひますが、ここで二点について確認します。一つは、米国に行きまして折衝したいということ。折衝といひましても、外交権は自治体ありませんから、陳情ということになるかと思ひます。その中で、米国側から日本政府に対して指令とか指示とかいうことではなくて、サゼン・ジョンを、民主主義を守る立場からお願ひしてきたいと考えているのが一点です。

もう一点は、ライフ・サイエンス・パーク構想です。この中に日米交流大学を設置してはどうかという構想もあり、実際に私たちのところへ話がきております。ですから国際学術交流とともに日米間の学術交流も進められるような機関を、その中に設置していくことによって、池子の自然を守り、かつ日本のステータスを上げていくという考えです。そういうような構想を国策的な選択として、お願ひしていこうと考えているわけです。

政治課題になった自然保護

それでは、池子問題は、私たちにとりどういう点で大事なのか。戦後民主主義の中で、返子は幾つかの問

題提起をしているわけです。逗子の側からみた場合、池子が日本の現代社会に対してどのような問題を提起しているのか、という点について申しあげてみたいと思います。五つのポイントがあります。

まず第一に、池子問題が提起していることは、自然保護運動が一つの曲がり角を曲がってしまったということです。いままでの自然保護のあり方から、新しい私たちの政治課題として、自然保護運動あるいは生活環境への取り組み方が登場してきている。

第二に、「安保とみどり」という問題の関連から言いますと、サドン・デス（突然の死）とスロー・デス（緩慢な死）、この問題と国家とのかかわりというのが問われていると思います。

第三は、これはよく言われていることですけれども、国と地方自治体との関係について新しい問題提起をさせていただいています。

第四は、教科書民主主義と私たちはよく言っておりますけれども、理論通りの民主主義、あるいは素人政治、つまり素人が参加して理論通りに政治をやっていくことについて、その有効性がどうかということがあるかと思っています。

第五は、戦後民主主義というものがどういう強さを持っているのか、という問題であろうかと思っています。

十分にご説明申し上げる時間はありませんが、自然保護運動の変化というのは、これはもうよくお分かりだと思います。端的に言いますと、自然保護運動は、「遠・珍・貴」、すなわち遠くて珍しくて貴重なものを守る運動から、近くて並みのもので雑多なもの、つまり、身近な自然を守るという方向に変わってきた。その結果として、都市化ということも背景にあるかと

思いますけれども、いままでは票にならないと言われていたんですが、逗子を皮切りとして三宅島、知床その他で、いまや自然保護は政治課題として登場して、首長まで取る段階にまでなった。自然保護あるいは環境保護が社会的に非常に重要なテーマとして意識されるようになったということだと思います。

そういう意味で、自然保護はもう完全に一つの曲がり角を曲がってしまった。政治課題として定着してきたということです。これが将来的には、やはり国の政治課題として、もっと大きな問題として登場してくると、私は思います。逗子は、まず先駆けとして、それをやらせていただいているのだと思います。

それが、第二のサドン・デスとスロー・デスの問題になってくるのだと思います。「安保とみどり」の問題です。私は「安保 葵の御紋論」と言っているのですが、「安全保障条約じゃ」と言えども何でも解決できる、というような風潮があり、一部の論調にも、そういうことが出ているのですけれども、私は、いまの日本にとってこれは非常に危険なことだと考えています。私たちがなぜ国家をつくっているか、という根本問題になるのですけれども、一番根本的には、人間としての生命を守ってもらうために国家をつくっているわけです。これが原則だと思います。

そうしますと、私たちは、人間として物理的に生命を保障されるということと同様に、人格的な生命を保障される必要があります。この両方は国家にとって最大の、しかもどちらが優先課題と言いつても切れないほど大きな問題であると思います。物理的な生命の保障は、サドン・デスである交通事故とか戦争とか、そういうような突然の死にかかわる国家の責任であると思いま

す。それから公害、あるいは精神的な人格の喪失、あるいは子供たちが正常に成長できない、あるいは環境によって人格がむしろ壊れる、こういうような人格的なものが損なわれていくスロー・デス、これにも国家としては、やはり、同じように責任を負わなければいけないのだと、私は思います。

代替措置のとれる方が譲るべき

そういう観点からしますと、現代の社会のように都市化が進んで、たとえば防衛問題とみどりの問題が並行して出てきた場合、池子はまさにそうすけれども、こうした場合には譲るべき道があるほうが譲っていくべきだと思います。つまり、代替措置がとれるほうが道を譲るということが原則ではなからうか、と思います。ですから、「安保」があるから我慢をしろ、ということではなくて、「安保」と「みどり」のどちらが道を譲れるのかということを、この場合まさに問題にすべきではないでしょうか。池子の場合には、もう当然これは明らかです。米軍住宅の建設の仕方については、ヨーロッパ型のオープン・コミュニティを含めて、いろいろな代替案が考えられるわけです。しかし、あそこ自然は、関東地方で唯一残されたかなり高度な原生的自然です。あれは壊してしまったら元へは戻らない。そういうことから考えて、当然、この場合には代替措置は「安保」のほうにあると、私は考えております。こうした意味で、逗子の市民が明確に意思を示しているということについて、政府はもっとまじめに対応すべきである、というのが、私の考えです。

第三の国と地方自治体との関係ですけれども、これも憲法上では、もう皆さんご存じの通りですが、国と地方自治体は横並びの関係で、上下関係ではありません。しかし、戦後四〇年、現実には決して国と地方自治体は横並びではありませんでした。財政的な問題については、財源の傾斜配分ということで、三割自治ということが言われております。戦後ずっと長い間、地方自治体には人材が少なく、政策形成能力がないというところで、国の指導、助言、あるいは監督を受けてきました。

しかし、現在ではどうでしょうか。たとえば逗子について言えば、自主財源率が八〇%前後です。国のおカネは、不交付団体ですから、多分五割くらいしか入ってきていないと思います。そういう自治体が続出してきていると思います。人材の面から言っても、ほとんどが大学出で占められております。政策の自己形成も非常に進んでおります。長洲さんが「地方の時代」とおっしゃった根拠は、ここにもあると思います。政策形成あるいは財源の問題からしても、地方自治体は中央政府と並んで、地方政府という形で、その統治行為あるいは政策形成能力を強化していくことが、十分可能な段階になってきていると思います。

その端的な表れが、私は、逗子における一つの自主的な動きであろうと考えるわけです。戦後、長い間行われてきました国と地方自治体との上下関係を一度見直して、もっと自由な地方自治体の動き、その自主性を尊重した国との対応を考えてもよいのではないのでしょうか。財源配分、起債問題、あるいは政策形成などについて自由度を増していくべき時代になってきたと考えています。

私たちは、国の政策そのものに反対しているのではないのです。安全保障政策や米軍住宅政策そのものについて、逗子として文句をつけているわけではないのです。しかし、たとえ条約によって実施される国の事業であつたとしても、具体的に地方自治体に米軍住宅なり空港なり道路なりという形で、市民生活に直接関係した事業としてこれが提起された場合には、私たちは地方自治体住民の利益と福祉、生命、財産を守る立場から、国に対して当然自治権を行使していく権利がある。これが私の考え方です。

安全保障条約あるいは国の決めた政策であるから、地方自治体はどうしてもそれをのみ込まなければいけない、というような新聞論調も散見されるわけですが、私も、私としては、それはもう見直していただきたい。地方自治体住民の生命、財産に一番の責任を負っているのは、地方自治体の長であり、自治体行政なのです。そういう観点から、皆さんにも考えていただければありがたいと思います。

教科書に従った民主主義を

第四の教科書民主主義あるいは素人政治ですけれども、逗子はいままで、どんなイデオロギーによっても、またどんな政党によっても、あるいはどんな団体によっても、市民はコントロールされてきませんでした。まさに市民が一人一人、PTA活動の延長みたいな形で自主的に動いてきました。自分たちが必要なことを最大限に展開していくということで、教科書を一ページずつくりながら運動を進めてきました。まず署名運動から始めて、条例制定請求、あるいはリコール、

そして選挙と、そういうように生活の中から政治にかかわってまいりました。結果的には、そうした中で一ページずつ民主主義の教科書のページを広げ学び実行してきたわけです。それであつたが故に、この運動は非常に強いものになってきたと思います。

誰か指導者をつくってしまった場合には、一般にその指導者が駄目になったり、あるいは指導者の考えが変わってしまったら、運動自体も駄目になってしまいます。また特定のイデオロギーに指導されていけば、当然、それ以外のイデオロギーの人たちは参加できません。逗子の運動はそういうことを排除してきました。これは戦後民主主義の一番いい点だと思いますけれども、素人が自分の生活や自分の周囲に関心を持って、一つ一つ学びながらやっていると、自然に教科書どおりの民主的な運動になるわけです。そして、それが多くの人たちの共感と共同作業を生み出す。そういうような時代になっていると、私は、はつきりと言えらると思うのです。

逗子の運動が最初起きた時に、私もその運動に参加して「三つの原則」をつくったのが大変印象的なわけです。一つ目は政治活動にしないということ。二つ目は人種差別はしないということ。たとえばアメリカ人であるからという理由で、イヤだとは決して言わない。三つ目は指導者をつくらないということ。この「三つの原則」を逗子の運動では一番最初に決めたのです。ですから、非常に奇妙に思われるかもしれませんが、人々も「自然と子供を守る会」はいまでも政治活動には参加いたしません。政治活動はしないということです。市長のリコール以来、「みどりと子供を守る市民の会」を別に政治団体としてつくってやってきて

おります。きつぱりと政治活動と政治活動ではない部分とを分けて行動してきているわけです。

私たち素人が政治に参加する時に、すべての人がフラットで同じように行動できて、休みたければいつでも休めるし、行動する時はその人の創造性を最大限発揮することが出来る。そういうことが、いまの市民社会ではすでにできるようになっていると思います。

戦後、米国が日本に導入した民主主義は、このような形で開花しているというのを、私は、この五年間、自分の目で見てきましたし、自分の行動としてやってきたという自信から、米国の人々に対しても、はっきりとそういうことを言っていけると思います。これから日本の政治は、そういうふうになっていくのだ、ということをはっきり申しあげられるようになったと思います。

カルチャーとしての政治の可能性

そして最後に、戦後民主主義の強さはどこにあるのかという問題になるのですけれども、戦後民主主義と言った場合、私はよく六〇年安保、七〇年安保にかかわった人たちが言った言葉を思い出すのです。私は、ちょうど六〇年と七〇年の谷間にいたものですから、二つの安保を経験していないのですけれども、その運動に携わった人たちが「これで戦後民主主義は終わりにいった」ということを挫折感とともに言ったことがあったと思います。私は、実はそれに対して非常に反発を覚えるのです。

私は昭和十九年の生まれで、戦後の民主主義、アメリカン・デモクラシーとりべリズムを一番真正面から

ら受けてきた世代です。いま私は四十三歳ですけれども、四十代、三十代の人たちがようやくこれから政治の中核的な世代として、日本の政治の動向を決めていくようになってきています。そういう時代にやっとなってきたのに、「これでもう戦後民主主義は終わりでだ」というのは大変残念だと思います。むしろ戦後民主主義は、これから本当の意味でその強さを検証されていくと、私は考えているわけです。

この関連で二つのことが言えると思います。一つは、住民の自己決定権ということです。自分たちが自分たちの社会を動かしていくことができる、自分たちの町の将来を決めていくことができるということを、返子の市民はこの運動の中から実感してしまったわけです。自分たちが責任を持つということはこういうことなんだ、ということを通して返子の市民は分かったわけです。ですから五回もリコールをやり、あるいは選挙をやる。そういう中でも決してシラケずに、自分たちの町のために常に高い投票率を達成してきた、ということがあったと思います。

今後の日本の民主主義の一つのキーワードは、私は、この住民の自己決定権だと思います。選挙に対するシラケが言われていますけれども、決してそんなことはないと思います。自己決定権が保証されているところでは、必ず政治に対する参加と関心は保証されると考えております。これが戦後民主主義の一番強いところであろうと思います。

もう一つは、政治に対してカルチャーとして対応できる世代が育ってきたということです。返子の市民の皆さんの運動は、楽しみながらと二面で言われているのですけれども、柔らかにふくらみのある、誰もが参

加できる運動として行われてきています。政治を自分たちの生活から離れた別次元のものだととらえないで、自分たちの生活の中で、自分たちの考え方や文化を表現する手段として、政治というものをとらえてきたということがあったと思います。

政治をカルチャーとして、自分たちの生活の中に、自分たちの表現手段としてとらえるところから出てきた運動というのは、まさに生活そのものであるという意味で、非常に強いと思うのです。戦後民主主義は、そういう強さを発揮できる段階になってきたと思いますので、そういう点からも、池子問題をいろいろ判断いただいて報道していただければと願っております。

以上五つの問題提起は一方的に返子側から申しあげたものですので、皆さま方からみてひとりよがりという点もあるかもしれません。あるいはいまの日本の社会の中で、全然有効性を持たないとお考えになられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、これが私たち市民一人ひとりが学び、そして行動してきた中からつかみ取ってきたものである、ということをお願いして、私の話を終わらせていただきたいと思います。

質疑応答

高田（共同OB） 富野さんの努力は、私も高く評価しているのですが、しかし、どうも市民の意見をたえず聞くということになると、あるいは代議制の否定にもつながりかねない。また地域エゴにもつながりかねない。五万八、〇〇〇人ぐらいの都市の問題ですか

ら、何回リコールをやっても、やる事ができませんでした。が、もっと大きい問題になって、絶えず住民の声を聞かなければ駄目だというような傾向になっていくと、民主政治というものが成り立たなくなるのではないかと。

富野 これは市議会でもよく出る議論なんです。もちろん、逗子の特徴という点もあるかと思いますが、でも、やはり、本質的な問題がここにもあると思います。

今回、住民投票ができなくて、私が選挙をあえてやったということについては、こういうことを何回もやるということをやっているわけでは決していないのです。

住民の意思を聞くという手段は、非常に大きな問題であるとか、あるいはどうしてもそこで市の方向を決めなくては行けない、というように時に用いられるべきものです。アメリカなどではすでによく行われていますけれども、住民投票という制度がありますね。そういう制度は十分機能しているわけですから、代議制を無視して、全くそれだけでやってしまうということではないわけです。

日本の民主主義の教科書には、住民投票という制度が一ページ欠けていると思うのです。その欠けているものを、日本の地方自治の中に組み込んで、基礎自治体である市町村が住民ともっとより密接に関係できる、あるいは住民がその声を反映できるような政治をつくっていくようにしたいわけです。いまの状態を放置すれば、へたをすると代議制民主主義を崩壊させることになるのではないかと心配しています。

選挙に対する関心、政治に対する関心がどんどん薄れていきます。それはなぜかというと、市民が政治にかかわるきっかけが全然ないんですね。一回投票してし

まうと、もうほとんど後は何も言えなくなってしまう。こういう中で、先ほど言った住民の自己決定権という実感が、何もなくなってしまうている。そして政治が遠くなつて、いろいろな問題が起きてきているのだと思います。

そういう意味で、むしろ政治を活性化させて、市民が本当に政治に参加するためには、これは逆に必要な制度であつて、その乱用を防止するためには、制度的に別の保証があるだろうと考えます。ですから、代議制という面からみると、むしろ、その活性化につながるだろうと思います。

それから、地域エゴということがよく言われるのですけれども、これは、私は非常に問題ではないかと思っています。つまり、なぜ逗子に持ってこられたかと言いますと、たとえば横浜とか横須賀に米軍住宅がありまして、それが、かなり政治的に強いプレッシャーもあつてなくなつてきた。そういう経緯の中で、弱い逗子へ持ってこられたわけです。そういうようなパワー・ポリティックスみたいな中で、逗子に持ってこられたものを、そういうことなから逗子の市民は受けなさいといかないというように、ほかの人たちが言うというのには、私は、あまりいい状態ではないと思います。どうしたら合理的な解決策ができるのかという問題提起を、逗子の市民はしているわけですから、地域エゴかどうかを判断する前に、いまの米軍住宅計画が本当に合理的なものなのかどうか、あるいは今後合理的な解決策があるのかどうかを、検証するほうが先ではないでしょうか。

高田 国と県とあなたとの三者会談で一応妥協案ができたということですが、その時のあなたの心境はどうか。

うだったのか。結局、二人に言いくるめられて納得せざるを得なかった妥協案だったのか、あるいは自分でも、このくらいなら持つて帰れると思ったものだったのかどうか。

富野 これについては、知事がいろいろなことをおっしゃっています。実はこの問題は、まだ政治的な解決のプロセスにある段階ですから、その政治的解決のプロセスを壊すような話を、私はしたくないわけです。

ただし、いまの質問についても最大限お答えしなければいけないと思いますから、申しあげますと、あの調停案を知事から提示していただいた時に、私は二つのことを記者会見で申しあげました。一つは、知事には大変努力していただいたわけで、そういう誠意に対して、私は大変感謝していると申しあげました。持ち帰って尊重して行動させていたと、ということも言いました。もう一つ申しあげたのは、しかし、この調停案は本市の基本姿勢といちじるしく異なるものである、ということでした。

ということで、ある程度ご理解いただけだと思いますけれども、私は、決してそれを受諾した上で持ち帰ったわけではありません。まず持ち帰って皆さんに説明させていただいて、そして皆さんの意見を聞いた上で、私が回答するということが原則だと思ひますし、知事の努力と熱意に対してお答えしなければいけない立場ですから、そういう道をとらせていただいたという事です。

後藤 (新聞協会) いまのことと関連するんですが、リーダーとしての市長の言動のパターンに関連して、少しかがいたいと思います。私は、全国の新聞をわ

りあいよく見る立場にあるのですが、今度の選挙結果につきましても、全国紙の場合は評価が真つ二つに分かれています。いろいろ賛否があります。これは当然のことだろうと思います。

ただ、あえて申しあげるのですが、市長さんの行動パターンにつきましても、調停案から辞任に至るまで、支持している論調は私の見る限り一つもありません。少なくとも不透明であるとか、混乱をさらに増幅させたものであるとか、よく分からないとか。申しあげかねますが、まだひどい表現もあります。私の長い新聞記者の経験からして、住民運動とそのバックアップを受けている首長とが、このように新聞の上で評価を分けて批判されるのは極めて珍しいケースです。

こんなことを申しあげるのは失礼かと思えますけれども、リーダーというのは支持派からだけ信頼感を受けたのでは問題の解決にはちつともならないんで、相手の意見の違う方からも、「あいつとは意見が違うけれども、あいつはやっぱり信頼できる男だ」という評価がないと、話は進まないんだろうと思うんです。そういうことを、やはり、新聞の論調は若干におおわしているんです。

ここに「神奈川新聞」があります。いま、知事のこととおっしゃいましたけれども、十三日の記者会見で、知事が富野氏の言動に触れた記事があります。「私たちに言っていることと、地元に戻って言っていることは全く違う」という知事の発言があるわけです。これはカギの中ですから、その通り引用したのだと思います。

こういう新聞論調を含めまして、あなたの行動が分からない、不透明である、不信任がある、ということ

について、どう思われるかをうかがいたい。

もう一つ、これに直接関係するんですが、知事は、「富野さんは、草地なら認めるので取り次いでくれ」と言ったので取り次いだ。池に蓋をしないことや、オーブン・コミュニケーションなども、富野さんの希望でテーマにし、一緒に鉛筆を持って書き上げた」と言っているわけです。この長洲さんの発言は本当なのかウソなのか。長洲さんがウソを言っているのかどうか。その点についてうかがいたいと思います。

富野 そうですね。そういう質問が出るだろうと思っていたんですね。ただ、知事がおっしゃっていること、それはいろいろあります。私も、それに対して、前にも県に調停案をお返しに行った後の記者会見で申しあげたんですけれども、政治会談の内容についてあれこれ言うのは、やはり、歴史的な評価が定まる段階であろうと思います。いまは政治解決をつくっていくかなきゃならない段階ですから、その政治会談の内容について、私のほうからあれこれ申しあげるといいうのはどうでしょうか。政治会談というのは当然、それぞれ立場の違うところで、取り方も違うところでやられているものですから、一方だけの主張では正しいことは理解できないだろうと思います。

また、もし両方がそういうことを言い始めたなら、今後の解決にもやはり非常に問題が出てきようかと思えます。ですから、私としてはあくまでもこの問題は話し合いで解決するということからして、知事のこの発言が間違っている、この発言がウソで、この発言が正しいというようなことを申しあげるべきではない、ということをおまづ申しあげたいと思います。

なぜそういうくい違いが起きているかということ

を、概括的に申しあげたほうがいいと思います。やはり、政治手法が違うんじゃないかと思えます。従来の政治では、たとえば話し合いに入る段階では着地点が一応想定できているというようなことを、皆さんお考えだと思えます。ですから、私もびっくりしたんですけれども、三者会談をやると言った時に、すでに何社かの論調は、実はもう裏である程度話が進んでいるんだ、というような調子だったわけです。それから調停案が出るといふ段階でも、皆さんご存じの通り、一面で大誤報をされた社もあったわけです。話し合いに入るということは妥協が前提で、調停案が出るといふことは受け入れが前提だ、というような固定観念があったんだと思うのです。

私は、そうではなく、今回の話し合いは外交交渉として臨む、ということをやっていました。つまり、妥協を求めるのではなくて、市の意思を理解してもらうために、お互いに話し合わなければいけない。私は、民主主義は言葉のレスリングだと言っているんですけれども、そういうレスリングをやる場として、三者会談を設定したつもりです。

一口に調停案と言っても白紙委任の調停案もあれば、持ち帰って最終的な結論を出すための調停案もあります。私が、今回の三者会談を外交交渉と位置づけたのは、まさにそういうことと関係があるわけです。ですから、そのあたりを分かっていただかないと、おそらくいまみたいな考え方が出てきようかと思えます。ですから、まさに政治会談に臨むべき政治的立場が違う、ということから理解していただかないと、決着がつかないと思います。そうでなければ、一方の主張がいかに正しいように伝えられるということもあると

思います。

度々申しあげているんですけど、マスコミの方々は、往々にして既成観念で物事を切っていくということがあるのではないだろうか。逗子の場合にも、それが見られるわけです。話し合いにしても、調停案にしても、要するに、妥協前提あるいは受け入れ前提というものを、こちらが否定しているにもかかわらず、あるいはこちらに何も確認もせずに記事にしまわう、ということがあって、大変私としては心外な面があったのです。今回のことは、政治的立場が違うということを含めて、ご理解いただかなければいけないことだ、ということをお願いしておきたい。

今（評論家） 富野さんの話を今日初めて聞いたわけですが、一つ、一つのそういう理念というか、政治信念を持ったスタイルというか、そんなものが日本に一つあってもいいんじゃないかという、非常に無責任なようですが、そんな気持ちがありました。

一つうかがいたいのは、アメリカへ二月に行くというのですが、具体的にどのようなことを考えておられるのか。どんな成果をあげたいと考えているのでしょうか。

富野 明日（十一月六日）議会が始まりますので、そこで表明する予定だったんですが、その予算をこれから議会に提案しなきゃいけませんので……。その結論がどうなるかによっても違うと思いますけれども、もちろん、ペンタゴンには直接行かなければいけないと思います。長官が今度変わりますから、ペンタゴンの風向きも少し変わってくるかなとも思いますけれども、できるだけ高いレベルの人と話ができるように、これはぜひやりたいと思います。

また、議員の皆さんにもお会いしたい。日米摩擦の背景には、日本の国民そのものの動きとか、考え方とか、あるいは日本にどういう民主主義が根づいているとか、そういうことに対する、米側の情報不足ということもあるのではないかと思います。ですから、そういう点で私たちとしても、「民際外交」ということを長洲知事もおっしゃっていますけれども、国家レベルだけではなくて、市民あるいは自治体のレベルで、そういうところにいるいろいろな理解を求めていく。そのことが今後の日米関係にとっても大事な問題だろうと考えているわけです。

もう一つは、自然保護団体ですね。自然保護団体はロビイストを使って向こうでやっておりますから、そういう人たちにぜひ会って、ロビー活動を含めて、今後の対応について相談してきたいと思っています。そういうことで、全体的なアメリカの世論の形成を促していきたいと思います。

村野（評論家） いまお話をうかがっていて、富野さんのカルチャーは、私もそうなんですけれども、理科系なんだなと感じました。理科系の人たちの考え方は、西欧的なカルチャーの土台の上に立って、いろいろな学問的な研究や理解をしているものですから、西欧的なものですね。そういう西欧的なカルチャーと日本人的なカルチャーのぶつかり合いみたいなことで、日頃お感じになっていることがあったらうかがいたいと思います。

富野 大変素晴らしい指摘だと思います。私は実は、アメリカの人たちと話しているほうが分かり合います。ヘンな話ですけど、たとえば、「スターズ・アンド・ストライプス」というアメリカ

の軍隊の機関紙がありますが、その記者が取材にくるんですけども、三〇分経つと意気投合しちゃうんですね。要するに逗子の運動が、アメリカン・グラスルーツ・ムーブメントとよく似ているというんですね。ある意味では個人が確立した運動である、ということでも理解してもらいやすいんです。

実は私自身は、ほとんど日本文化には、青年に達してからコンタクトする機会がなくて、論文も英語でばかり読んでいたということもあり、どちらかというと割り切って考えられるほうで、腹芸とか後ろでいろいろ手を結んでやっていくとか、おカネを使って政治をやるとかいうことについては、非常な嫌悪感があるんですね。

そういうことで、やはり、問題をいつもオープンにして市民に問いかけて、その中から政策形成なり、政治形成をしていくというのが、私のスタイルのような気がします。

そういう点で、長洲知事とも非常に一生懸命お話をさせていただいたわけですけども、やはり、政治手法的に違う面があるんじゃないかなということを、度々感じることはありました。もちろん、それはどちらがいいというような単純な問題ではないと思います。しかし、逗子の市民あるいは逗子のいまのあり方からすると、そういう政治手法が取りやすいし、市民の皆さんの意識を活性化しやすいということではないかかと思えます。

大日向（日経OB） 市長が先ほどからおっしゃっている国なり県なりとの今後の話し合いの身は、国や県が白紙撤回するように説得するというこのように聞こえたのですが、白紙撤回以外は解決策はあり得

ないというお考えですか。

富野 私は自分は教条主義的民主主義者だと、いつも言っているんですけども、民主主義とはどういうものかということから、これについてもその結論が出てくるところなんです。私は、民主主義というのはやはりプロセスだと思っております。結論が民主主義ではなくて、結論を導き出していくプロセスが、いかに民主主義にかなっているかが大事だと思います。

そういう意味からいって、市の目標ははっきりしているんですね。つまり、あそこに米軍住宅をつくることは、自然の破壊がはなはだしい。米軍住宅のあり方としてはもっと別のやり方が考えられるし、あるいはいまのやり方の中でも工夫の仕方があるだろう。ですから、この目標に向かって誠意を持って話をしていく。そういうプロセスの中から、市民としても理解できるものが出てくれば、それを採用する場合もあるでしょう。最初から、国が一〇〇と言っているんだから五〇で我慢しようとか、三〇で我慢しようとか、そういう結論を出してプロセスをつくっていくのは民主主義ではないと、私は思います。

ですから、よく「市長は腹の中に着地点を想定しているんだろう」と皆さんからきかれます。それに対して、私はいつも次のように答えているのです。プロセスを経た上での結論であれば、市民は納得できるだろう。しかし、プロセス以前に結論を出してやっていたら、逗子市の市民は納得しないだろう、と。目標ははっきりしているけれども「オール・オア・ナッシングじゃない」と言っているのも、そういう意味だというふうに理解していただければありがたいのですが……。

白紙撤回というのと、話し合い拒絶みたいで、そういう使われ方をしちゃうんですね。それがイヤなばっかりに「オール・オア・ナッシングじゃありません」ということもあわせて申しあげているわけです。

井出（共同OB） 私は単純なほうで、富野さんは、ある意味では、えらい難しい綱渡りをなさっているような印象をちょっと受けるわけです。外国の軍隊が日本にいるということは大変目ざわりなことであって、それが長期になればなるほどいろいろ問題が起こるのは当然である、というふうな印象を私自身は持っているわけなんです。

これは池子の問題といささか離れるかもしれませんがけれども、富野さん自身も、安保条約があとどのくらい経ったら解消できると考えているのか。あるいは二世紀へのスローガンとして、外国の軍隊が一人もいない日本にしたいというふうなことを考えるのか。あるいは、そんなことは全然考えないのか。

富野 この問題もよく質問されるんですね。私は、先ほど逗子の市民の皆さんは七〇%以上が安全保障条約には賛成している立場だ、ということをお願いしました。基本的に逗子の市民は大体そういう傾向なんですね。私も、ご多分に漏れず、安全保障条約は賛成でもないし、反対でもないということなんです。それはどうしてかと言いますと、安全保障条約というのは国の政策ですね。国民全体で選択していくべき課題ですから、まず第一に市長として、それについて特定の立場を取る必要はないだろうというのが、第一点です。

もう一点は、安保について、あまりにも固定的な考えが強過ぎるんじゃないかな、ということが一つあるんですね。安保にも問題があれば、その問題ごとに

解決していけばいいじゃないか。つまり、改善していけばいいじゃないか。その結果として、安保がなくなったら、それはそれでなくならなきゃいけないものなんだから、しょうがないじゃないか。改善していった結果、安保が残るということになれば、それは問題点がなくなっただけから、残った方がいいじゃないか。そういうように、もっと柔軟かいものとして安保を考えていったらどうか、という気持ちがあるんですね。

これは、どんな政策でもそうだと思うんですが、絶対的に悪い政策とか絶対的にいい政策というのは、なかなか決め難いものがあると思います。特に国家の基本政策ですから。そういう意味では、これに対する私の立場は、やはり、いまだにかく実際に池子では具合悪い問題になっているんだから「それについてはやめよう、改善しよう」ということです。各地でもいろんな問題があると思いますから、そういうことを一つ一つ解決していくことによって、安保の将来は決まってくるだろうと思います。

そういう点からすると、一〇年先になくなるとか三〇年先になくなるとかということではなくて、外務省は一〇〇年以上持つと言っているそうなんですけれども、これもやはりプロセスに属する問題なんじゃないかなと思うのです。あまりイデオロギー的にとらえたり、あるいは一〇年先になくそうとかいうように目標を立てるんじゃないで、問題があるところとかにかく徹底的に合理的に直していくということで、結論は当然見えてくるんじゃないかなと思っっているんですけども。

だから、私は、賛成でも反対でもありません。いま

のところは。

先ほど時間がなさそうなので申しあげなかった点が、一つあるんですけれどもよろしいでしょうか。実はマスコミの方々の批判の中に、市政の混乱をいつまで続ける気かというのがよくあるんです。これについて、私は一言だけ、こういう機会ですから申しあげておきたいんですけれども、市政の混乱というのは何なんだろうか。

私は、よく地元の記者の皆さんに言っているんですけど、けれども、こういう問題は三つのレベルで考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。一つは市民生活のレベル、もう一つは行政のレベルで、三つ目が政治のレベルということなんです。この三つのレベルで逗子の問題を考えた場合に、市民生活のレベルは全然混乱していないわけなんです。町に皆さんがいらっしゃると、非常に静かで平静なんです。びっくりされます。選挙中でも非常に静かです。そういうことで市民生活は決して何も乱れがない。むしろ大事な問題について、いろいろなことを議論するということで、活性化しているということだと思えます。

行政のレベルはどうかということなんですけれども、たとえばゴミ処理ができなくなったとか、窓口処理が滞っているとか、そういうようなことがよくチェックポイントとしてあげられるわけなんですけれども、私は、逗子の行政は決して、そういう意味では乱れていないと思います。むしろ行政のほうは一步一步改善されてきているというのが大方の見方です。ただ、助役がいまないので、助役がいらないということをもって行政の混乱ということであれば、これは、そういうことはあると思います。でも、実態から見れば、助役がい

ないことによって行政が混乱しているというようなことは。市民の皆さんもほとんど、そういうように理解していると思います。

唯一混乱しているのは実は政治なんです。市議会が開会されて、会期の予定通りに終わったことがほとんどない。通常のように市民が傍聴できるような形にならないで、いつも全員協議会みたいなところで、密室でいろんなことが起きてしまう。なぜかというと、池子の問題でもめるわけです。なぜもめるかというと、この問題は国から提起されてきた問題ですから、本来ならば内部で解決できる問題じゃないのを、内部でいとか悪いとか言って、政治の部分でもめるわけです。本来、市民を代表する政治家としては、国に対してどういう立場を取るべきか、どういうことをまもってやっていくべきかというように、外交問題としてこの問題をとらえて政治的に収束させていくというところが、私は大事だと思うんですけれども、それが実際にはそうならない。いまの議会のレベルあるいは政治家のレベルが、そこまでいっていかなくて、どうしても混乱してしまふ。収拾がつかない。

ですから、逗子の混乱と言った場合、この三つのレベルで、何が混乱しているのか、そしてそれがどういう原因であって、それを収束させるためにはどういうことが必要なかということ、もう少しマスコミの方々にも見ていただきたい。混乱、混乱と言われているんですけれども、そうじゃないところを、ぜひ一度見ていただければと思います。

政治的な混乱はもちろん、好ましいことではありませんが、民主主義の世の中では意見が違

うところがあれば、これは徹底的にやるといのが一つのプロセスだと思います。ですから、そういう政治的な混乱が、一つの政治の活性化につながることであれば、ある時期はやむを得ない。その次の時期に収束していったら、政治的にも安定してくるというプロセスが当然あるわけですから、逗子の市民社会はもうその程度には強くなっているということも、皆さんにぜひ申しあげておきたいと思っています。

井上企画委員(司会) 市長の応接室での記念署名の言葉は「悠久の宇宙の中で一瞬の出会いを愛おしむ」というものです。お話をうかがっても、さすがに専門だけあって、相当スケールが大きい。あまり目の前の即効を求めているんじゃないんだということは、書いていただいた言葉からもうかがえるわけです。きょうはお忙しいところをおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

(文責・編集部)

とみの きいろう氏略歴 一九四四年生まれ。京都大学宇宙物理学科、東京大学大学院(天文学)卒。七三年―八四年環境機器会社、ヘリオス取締役社長。八四年十一月逗子市長初当選。八七年十月再選。

1987年10月5日(月)『日米関係』シリーズ(X)

弁護士業務の 自由化



アンソニー・ザルーム

(外国法事務弁護士)

三つに分けてお話ししたいと思います。まず第一に、外国法事務弁護士に関する新しい法律に、私どもが満足しているかどうか。

第二に、その法律が成立するまでの経緯について簡単に歴史的なことを申しあげたい。第三には、私の一弁護士としての経験から、日本の方々とアメリカ人の法律問題に対する対処の仕方の相違といった点について触れてみたいと思います。

私の日本語は十分でない面もありますので、通じない場合がありますら、どうぞ、率直に手をあげておっしゃってください。

まず、外国法事務弁護士に関する法律です。日本の方々からよく聞かれます。「あの法律で満足です

か。いろいろ制限があって、大変お困りになっているのではないですか。それで商売ができますか」と。こちらが非常にたくさん不満を持っていて、きつとそういう質問をするときを切ったように、いろんな文句を言うだろう、という期待をお持ちになっている方々が多いのですけれど、あいにくいまのところは、あまり不満はありません。

確かに新しい法律では、私たちの営業活動に関する制約はあります。しかし、いずれも実際上の問題とはなりません。

法廷に立つ必要はありません

幾つか例にとって申しあげます。たとえば外国法事務弁護士は、日本の法廷には立てません。事件が純粋にアメリカ法の事件であっても、日本人の本当の弁護士でなければいけないわけです。しかし、これも訴訟の案件を組んで日本に進出したわけではありませんから、実際上の制約とはなりません。日本に進出してくるアメリカ人の弁護士のほとんどすべては、会社顧問、いろいろな事業・商談案件についての交渉代理、また契約書の作成などというような仕事を組んで進出してきますから、訴訟に参加し法廷に立てるかどうかは、これは関係のないことです。

二つ目のかなり大きな制約として、自分の国の法律、たとえば私の場合は、資格を取得しているのはカリフォルニア法とニューヨーク法ですが、その法律についてしかアドバイスできないことになっています。

実際の仕事においては、いろいろと日本の法律が関係してくるから、これは大変な制約になるのではないか

とよくいわれます。しかし、まず第一に、一般に日本法についての知識はほとんどありません。私の場合でも、学校時代のなまじり程度でして、とても日本法についてアドバイスをする勇氣はありません。

特に日本のお客さんの場合は、アメリカ法ではどうなっているのか、ということしか、私どもには期待しませんので、制約といっても、これもそれほどたいした実質的な意味はないと思っています。

三つ目の制約は、日本の弁護士を雇ったり、またはパートナーとして迎えたりすることが禁止されている点です。これは、私どもが日本法についてのアドバイスをすることに對する禁止とも関連しますが、同じ事務所に両方がいますと混じり合っ、いつの間にかパートナーから教わった日本法について、外国法事務弁護士がアドバイスをできるようになるのではないかと、という懸念から、そういう制約が盛り込まれました。

が、ある人に言わせると、この理由は建前にすぎないのだそうです。私たちのように大きなアメリカの法律事務所から来た人間が、日本人の弁護士と一緒にいると、彼らを圧迫してしまうのではないかと、という懸念があったのだそうです。最終的には日本人の弁護士がみんな使われ、搾取される層になってしまおうのではないかと、という危惧があって、あの条項が入ったという意見もあります。

ただ、これも理由は別としまして、私たちの場合には、たいした制約になりません。むしろ、これは大変ありがたい制約です。当然、案件ごとに日本法の問題が絡んできて、みんなそれぞれ違った種類の問題であるわけです。たとえば破産法の案件なら、破産法について強い日本人の先生を捜す、あるいは込み入った日本

の租税関係の問題なら、一番それに強い日本人の先生を捜したいと思いますが、自分のところに二人か三人の弁護士さんがいても、なかなかそれだけではいろんな問題をこなせません。むしろ、この制約のために、結果的に一番ふさわしい先生を捜せますので、ありがたいと言っていると思います。

あと、向こうで正式な資格を取得してから少なくとも五年間、たとえばカリフォルニアで五年間の仕事の経験があれば、日本で資格が取得できないという制約があります。これも、あまりうるさく言えない立場です。これはいわゆる「ニューヨーク・ルールズ」で、ニューヨーク州で採用されたルールに習った制約であります。全くこれと同じ制約がニューヨーク州でも存在しています。実際には、正式に資格は取れなくても若いアメリカ人のローヤーをここに連れてきて、私のような有資格者のもとで働かせてもいいのですから、みんな大体そういうことをしているわけです。

あとは、相互主義の条件です。つまり、自分の本国、私の場合はカリフォルニア州ですが（連邦国です）、その州になります）、自分のいたところに似たような制度、つまり、試験なしで日本人の先生も資格を取れるという仕組みがあれば、資格が与えられないことになっています。これはある意味で非常に当たり前の話ですが、若干制約にはなっています。

たまたま、いま、うちのボストンの事務所から非常に優秀な人が一人来ています。五、六年ぐらいの経験を持つ若いローヤーです。彼は、マサチューセッツ州から来ました。しかし、マサチューセッツ州は、まだ、こういう制度を採用していませんから、日本で正式の資格が取れないわけです。いつまでも私のもとで働い

ていなければなりません。これはやはり、若干制約となります。ただマサチューセッツ州が制度を採用していないのですから、あまりうるさいことは言えないわけです。

あとはみんな細かい問題ばかりです。たとえば事務所の名前です。私が属しているスキヤデン・アープスの名前を、個人として資格を取得していますから、自分の名前より目立つように表示をしてはいけません。名刺や便箋、掲げている看板にもいろいろと配慮しなければなりません。うちのニューヨークやロサンゼルスの中がくると、いつも非常にびっくり仰天して、どうしてお前の名前がこんなに大きく出ているのか、これはどういうわけかと、驚くわけです。それで、私が日本の法律のこの点について説明しなければならぬ羽目によく陥ります。しかし、これはたいしたことではありません。スキヤデン・アープスが東京に進出してきていることは、私どものお客さん、またはお客さんとしてつき合いたい日本の企業の方々にも、大体それは知られています。

最後の制約ですが、これは外国法事務弁護士だけではなくて、日本の弁護士さんにも適用されていますけれども、宣伝広告についての制約があります。アメリカでは、お客さんに対して、自分がどれほど弁護士として仕事ができるかを知らせるために、いろいろな資料をつくってお見せします。案内書です。どの先生がどういう専門で、いままでどういう案件を手がけてきたかを具体的に書きます。その案件がすでに新聞に出ていいる以上、何もそれを秘密にする必要はないと考えられております。正確に知らせることが、お客さんにとって一番よいという前提に立っております。しかし、

この二つのことは、日本の弁護士会のルールでは禁止されています。具体的な案件の名前を出してはいけません。自分はいくつかの専門的な知識を持っているということを言わなければいけないことになっています。これも若干じゃまになりますけれど、大きな支障とはなりません。

ですから、いまのところ、日本の新しい外国法事務弁護士に関する法律についての苦情は少ない。

一般的経済問題の方が障壁に

むしろ、いま困っていますのは、東京で小さい事務所をスタートさせる時に、いろいろ克服しなければならぬ一般的な経済条件です。非常に皮肉なことに、やると日本の市場にアメリカ人の弁護士が入れた時に、一番難しい問題となっているのは、ほかのアメリカの企業などに当てはまるのと同じ経済条件です。

たとえばまず場所を捜すことです。狙っている仕事の性質からしますと、やはり、入居したい場所は、大手町、有楽町、丸の内、内幸町、日比谷、アークヒルズ、その辺なのです。が、不動産会社に頼んでも、全然、そんなところにスペースはない。ようやく見つけれられるのが、麹町、一番町、赤坂、青山、あの辺です。ですから、半年間捜しても、まだ場所が見つからなくて、仮の事務所しか入っていない外国法事務弁護士もいます。高いかどうかということ以前の問題で、まず場所が見つからない。

次はスタッフです。英語と日本語の両方ができるセクレタリーの問題です。二、三年前からアメリカの投資銀行がすごい勢いでみんな東京に進出してきており

ますから、彼らに、そういうスタッフは大部分吸収されてしまっています。なかなか見つかりません。見つかったも、それこそびっくりするくらい給料が高い。去年、うちのニューヨークの経理にフックスで、「この金額の送金をお願いします」と言った時に、すぐさま戻ってきた返事は「それは月収ですか、年収ですか」と（笑）。本部では理解しかねるわけです。

本国の適当な弁護士を見つけて、ここに派遣するのも大変なわけです。まず第一に、日本語のできるアメリカ人の弁護士が非常に少ない。アメリカでは、大體、日本語を勉強する人は、学校の先生になったり、外交官になったりして、弁護士になる人は非常に少ないのです。適当な人が見つかったとしても、たとえば奥さんも弁護士で、彼女は自分の仕事から離れたくないとか。あるいは離れてもいいが、適当な仕事があるにあまりないとか。あるいは仕事があったとしても、旦那さんが競争関係にある事務所勤めていたりしては、やはり、みんな雇いたくない、ということになります。

そして、それらの難問をクリアして東京に派遣し得たとしても、今度また別の問題があるわけです。いろいろな手当などで、大體、アメリカでの給与の三倍ぐらいになります。まず住宅費です。たとえば私がいま住んでいるアパートは、アメリカで住んでいたところと比べて面積は三分の一です。いま私のアメリカの家は、人に貸していますけれど、貰っている家賃は、東京で支払っているその三分の一です。ですから九倍ぐらいですね。あなたを東京に派遣しますけれど、そこであなたの家賃が四、五倍になるという話は通りませんから、事務所がもつことになるわけです。その他

に高くつく生活費や日本のより高い税率をカバーするための手当を加えますと、それこそバカにならない金額になります。

ですから、むしろこういう大変厳しい経済条件に対して、一番私たちは文句を言いたいと思っていますが、これは誰に言ってもいいのちよっと分かりませんので……（笑）。

法律ができるまで約十年は長い

いまの話でお分かりいただけたと思いますけれども、あまり日弁連などには文句はありません。若干、日弁連さんに文句がありますのは、この法律を通過させるのに一〇年ぐらいかかりましたが、やはり、少し長過ぎたのではないかと感じています。事の始まりが七十六年です。アイザック・シャピロ氏が来日しました。当時、彼は、ミルバンクというアメリカの事務所にいましたが、その東京支店を開きに來ました。日本法についての意見書を携えてきました。東京大学法学部の先生がお書きになった意見書だったと思います。要するに、外国の弁護士が日本に來て、日本法でない仕事をする場合は、これは弁護士法という法律業務ではないから、弁護士法の違反ではないという意見でした。これに対して、すぐに日本の弁護士さんのあるグループが反発をしました。とんでもない。やはり、これは違反だとして、これを弁護士法違反行為として刑事事件にしようとしたわけです。

しかし、日本の検事さんは、これを最終的にはとり上げないことにしました。あの意見書に書いてあるような意味合いであったかどうかよく分かりませんけれど、

ども、とにかく法務省はこれを問題にしないことにしました。しかし、それでも負けずに、日本の弁護士さんは、外務省と法務省の別の部局に行ってビザの更新ができないように、いろいろと努力しました。ビザを更新しないということで、シャピロ氏が連れてきたアメリカ人の弁護士を、日本から追い出そうとしたわけです。

それに対してまた、シャピロ氏は、アメリカの国務省にはたらきかけて、相当文句を言いました。「これはアンフェアじゃないか」と。日本国内で日本人が同じようなことをしても問題にならない。たとえば東大の先生が、アメリカ法について意見を日本の企業のために書いて提出し、それについてお金をもらっても、何も弁護士たちはそれを問題にしないではないか。どうして日本法の違反にならないことについて、こんなに反対をして日本から私どもを追い出すのか、というような主張をしました。それでもってアメリカの一つの事務所、ミルバンクという事務所が東京で支店を持ち続けてもいいということになりました。日弁連とアメリカの弁護士会同士で、みんなに当てはめるための解決方法を見いだして解決してください、というのが日本政府の態度でした。何回もアメリカ側は声をかけました。が、なかなか日本の弁護士さんの方は会う時間がなかったりして、やっと正式に会合が持てるようになったのは、一九八二年でした。アメリカン・バー・アソシエーションの交渉団……と言っているわけではないわけですが。「こんなのは交渉の対象にならない」と、当時、日本の弁護士さんがおっしゃっていましたから。話し合いと意見交換をするためのグループが、アメリカン・バー・アソシエーションから派遣されまし

た。四人が来日しました。私はその中の一人でした。

その時にいろいろと意見交換をして、それこそびっくりするほど、こちらとしては意外な日本サイドで抱いている懸念事項をうかがいました。

たとえば、こんな話です。アメリカでは弁護士が多過ぎるのではないかと。七〇万人ぐらいいてたくさん失業している。だから、こういう法律が成立すると、アメリカ人の弁護士のダンピングが日本で行われることになるのではないかと。一番できない連中、アメリカで仕事が見つからない連中が、ほとんど日本に輸出されて社会問題になるのではないかと。大体、海外のオフィスに派遣される連中は一番できない連中であるから、非常にこれは問題だ、と。これに対して、アメリカ側のメンバーの一人だった、ミスター・コーンは「自分がバリのオフィスを開設した時には、決して自分が余計者だという意識はなかった」と笑って答えていました。

こういう厳しい条件で、特に言葉の支障がある以上、アメリカで仕事が見つからない者に、どうして日本まで来て仕事を捜せるか、捜せるはずはない、というのが、私どもの理解です。

もう一つこんなことも指摘されました。アメリカ人の弁護士が日本に入ってくると、アメリカ人独特の訴訟好み、ちょっとした問題でも訴訟で解決するという風潮が、日本にも広まるのではないかと。これもまた大変なことになるので、社会問題として慎重に考えなければいけない、というわけです。

その時も一生懸命理解してもらうように努めたのですが、東京にくるアメリカ人の弁護士は、訴訟をやる人たちではありません。アメリカでは、弁護士はそれ

ぞれみんな専門を持っています。訴訟をやる人と訴訟をやらない人に分けられていて、いま来ている人たちは、みんな訴訟をやらないばかりです。訴訟という仕事は、どうせ私どものためには日本にないから、みんな会社顧問、交渉代理、契約書の作成などの仕事を狙っての進出なのです。

もう一つこんなことも言われました。これはアメリカ人だけの話ではない。こんなのを続けさせると、たとえば関西のほうにたくさん来ている韓国人が、自分の国で弁護士の資格を取得して、それに基づいて今度日本で資格を取得して、関西などで際限なくいろんな活動をし出したら、それこそ大問題になるのではないかと、というわけです。それについては「何とも言えない。私どもにはあまり知識はない」というだけでありました。

ほかにもお客さんに何か迷惑をかけた時に、自分の国に逃げたりして、その対策のとりようがないとか、いろいろと言われたりしましたが、時間をかけて、それぞれ一つ一つについて説得して、その心配をとりぞいたり、適当な対策方法を考えました。

米国でも同じような懸念表明される

面白いことに、相互主義という条件が確定した後、私が自分のカリフォルニア州に戻って、似たような制度をそこでつくろうとした時、ほとんど一つひとつ似たようなことをカリフォルニアでも言われました。

たとえば「日本は、前から車をほとんどアメリカに輸出している。今度、こんな法律がカリフォルニアでできると、また日本人の弁護士でサンフランシスコ、

ロサンゼルスがあふれてくるんじゃないか」という議論もありました。あるいはカリフォルニア州に移民しているメキシコ人、フィリピン人、イラン人が、みんな自分の国でずっと以前に弁護士の資格を取得した連中が、またこれに基づいて資格を取得して、いろいろヘンなことをやるのではないかと。これもまた日本と同じように時間をかけていろいろと説明して、實際上、そんな問題はない、あるいはこういうような対策や方法があるということで、大体納得してもらえたわけです。

ただ、その時に日米間の違いで非常に面白いな、と思ったことが一つあります。日本では、大体国内事件しか担当していない先生方は、こんなことについて全然関心がありませんでした。反対したのは、ごく少数の国際的な仕事を希望している日本の先生たちでした。自分の大事にしてきた仕事、これで解り取られてしまうのではないかと考える人たちでした。これは日本では一種の幼稚産業であって、当然、もう少し保護されるべきではないか、という意見を持っている方々でした。

アメリカでは、全くそれと正反對でした。国際的な仕事をやっていけばやっているほど、アメリカ人の弁護士は、こういうものを非常に支持するわけです。むしろアメリカの場合は、小さい事務所、田舎の弁護士が非常に反対しました。そういう人たちは、ほかの新しい弁護士を弁護士会に入らせたくないわけです。こんなにたくさん弁護士がアメリカにいる以上、どんな形であろうとも新しいものは入れたくないという気持ちが強くなります。

幸いにして日本、カリフォルニア、またほかの州

で、そういう人たちに対する説得が実って、お互いに外国法事務弁護士士の制度ができました。こうした流れは、ある程度までのアメリカの国際化、そして日本の国際化に役立つのではないかと考えております。

一応これが、外国法事務弁護士に関する法律についての私の意見ですが、最後に若干お話ししたいのは、日本人とアメリカ人の法律問題に対するアプローチの相違についてです。

法律問題に対する日米の相違

私は十九歳の時に日本に留学しました。そのあと、アメリカのローヤーになって、大体、仕事の半分ぐらいは日本関係の仕事でやってきました。いまでもよく私が改めて驚くくらい、日本とアメリカのお客さんの間には非常に基本的な違いがあります。

簡単に申し上げますと、まず一つは、日本ではなかなか、弁護士に限らず、自分の組織外の、社外のコンサルタントに依頼しません。弁護士、会計士、コンサルタントにしても、なかなか使いたがりません。使うのは非常におっくうなことを考えられているようで、かなり切羽詰まったどうにもならない状態にならない限り、依頼にみえませんが。六月四日に、こちらでの仕事が始めてから、いろんな案件で、そういうことをつくづく感じております。

たとえばかなり大きな案件が土壇場で、日本のお客さんから、こういう仕事を引き受けてくれませんか、という問い合わせがきて、利益相反の問題がないかを確認するために、その夕方ニューヨークのほうに電話を入れました。「ああ、これは同じ案件で二か月前に

アメリカ側の依頼を受けている」と言うのです。向こうではもうすでに基本的な取引の構成や細かい予想される法律問題について、いろいろなアドバイスを与えていると言うのです。それを聞いて、私は驚きました。日本側とアメリカ側を比べて、こういう非常に込み入ったアメリカでのビジネスの話ですから、どっちがなるべく早い段階からいろいろと調べなければならぬかといえますと、むしろ日本側ではないかという感じがします。しかし、現実には日本側が土壇場で駆けつけてきて、やっと依頼している。これは例外ではないと思います。よくある話なのです。

また、やっと事務所のほうにお見えになる時でも、日本の方の場合はすでにできる限りいろいろと自分でやってくるわけです。たとえば契約書の作成にしても、まず自分でつくってみる傾向が非常に強いわけです。アメリカ人のお客さんですと、英語は自分の言葉であっても、そういうことをやることさえ考えません。日本の方はいろんな書式集を集めて、同じグループ内のはかの会社の人と横の連絡を取って、彼らの経験聞いた上で、一生懸命になって自分で作ろうとするわけです。

弁護士に依頼したくないということだけではなく、外の公認会計士もなかなか使いたがらないわけです。たとえばいま非常に流行っている、M&A、アメリカの企業を買収する話であっても、基本的な価格についての交渉がかなり進んだ段階までいっても、相手の言い値が適当かどうか、どうやって反論したらいいのかを、社内だけで検討しがちです。現地の公認会計士と相談すれば、使えるいい材料が得られるのと思いますが。

また日本の組織は合議制で決定をしますが、それが私ども弁護士の仕事にも影響を与えます。アメリカのお客さんですと、たとえば一つの企業買収の案件について、せいぜい二、三人ぐらいで事務所に打ち合わせに来ます。日本の会社ですと、五、六人ないし七、八人ぐらいでいらっしやいます。アメリカの会社の場合ですと、本当に決定権を持っている方が、私どもの目の前に座りますので、対話がしやすいわけです。彼が考えてやろうとしていることを聞いて、すぐそれに対して答えたり、あるいはちょっと調べなければならぬものがあったならば、それについて調べて、また電話で彼と話して、彼のそれに対する反応を聞くこともできます。

日本の場合には、それがなかなかできません。お客さんというのは、自分の目の前に座っていません。お客さんの一部分だけです。私がいろいろと説明するのをその方がお聞きになって、たくさんノートをとって、本社に戻って行って、いろいろと社内の合議があってから、やっと結論が出るわけです。その過程で、私が言ったことに基づいて、いろんな推測が行われたりしますと、結論がやっと出た時には、法律の面から言って、必ずしも一番いい結論じゃないかもしれないことになるのです。いまは東京に事務所がありますので、コンセンサス形成の過程で、法律についての質問があれば、わりと容易にそれに答えることができるようになりましたが。

これは耳にタコができるほどよく言われたことですが、日本の企業はコンセンサスを得るまでは時間がかかります。しかし、一たん決定してしまえば、実行はものすごく早い。アメリカの会社よりはるかに早い。

コンセンサス形成にたくさんの人たちが参加しているので、その同じたくさんの人たちが実行に当たって、それを非常に早める、とよく言われます。

しかし、仕事をしていますと、どうもそうばかりではないという感じがします。確かに一たん決定が行われますと、そのままそれを実行するという事になれば早い。しかし、決定が行われてから、その後ちょっと予想しなかった問題があったりしますと、たとえば弁護士にきいたところ、すでに決定してしまったそれと矛盾するようなことが出てきた場合、それに基づいて決定に調整を加えることがなかなか難しい。あまりにもたくさんの方が決定までの過程に参加していますから、それがおっくうになって、その調整がかなりその企業の利益になる時でもなかなか行われないわけです。いろいろなメリットを説明しても、「いや、先生、それはよく分かります。ただ、そんなのを東京本社の方にまた戻って説明するのは、あれほど多くの部門が関係し合っている以上、これは大変でありますから、忘れましょう」ということを、アメリカにいる頃はよく言われました。

パートナーシップとジョイントベンチャー

具体的な一例を申し上げます。たとえばパートナーシップという営業を行うための一つの手段・方法、日本語で言うなら組合あるいは合名会社だと思えますが、こういうものはあまり日本ではなじみがありません。日本の企業の多くはジョイントベンチャーをやる場合には、あくまでも法人格を持った新しい組織をつくって、株式を発行して、それぞれその五〇%ずつを

持つということと合併事業を行うことを考えます。しかし、アメリカではジョイントベンチャーといいますと、むしろパートナーシップを意味します。契約を結んでお互いに何をするかを決めて行うわけです。法人格はないわけです。主体性がないから、それについての営業の申告はしませんが、納税者としての存在ではないわけです。

たとえば私の事務所へ日本のお客さまがみえて、「カリフォルニア州でジョイントベンチャーをやることになりました。カリフォルニアで株式会社をつくる手続きについて教えてください」と言われた時に、私はこういう返事をします。「いや、それは得策ではありません。アメリカではジョイントベンチャーというと、パートナーシップになります。パートナーシップですと、最初の二、三年間に発生した赤字は、ほかの自分の営業行為から発生する黒字と合わせて総合的に課税されるので、税制上のメリットが大きい。あとで黒字となった場合も、会社と会社との配当についての課税がありますから、それをなくするためにも、こういう会社はやめたほうがいい」と。大体、それについての返事は、「いや、これは日本ではあまりなじみがありませんから、そしてもうすでに社内の稟議書類で株式会社という前提に立って進められていますから、先生がおっしゃっていることはよく分かりますけど、それはちょっと、今度の案件について採用し得ないと思います」。

二、三、実際にこういうことがありました。それでアメリカ側に、「パートナーシップでなくて会社を使おう」と言いますと、アメリカ側は、私に「アメリカではパートナーシップというやり方があることを説明しま

せんでしたか？」と問うわけです。「ええ、説明しましたが、それでもなおコーポレーションというのを使いたい」と。それでアメリカ側は自分サイドでよく相談した上で、「分かりました。そうさせてあげます。しかし、われわれが負担する余分の税負担、それについても日本側に責任を取ってもらいます。その余分の税金をカバーするためのお金を出してください」と言うわけです。これこそ日本の法務省に説明がつかない要求ですから、法務省に行って、パートナーシップというものについての理解をしていただいた上で、また私の事務所へ来て、最終的にパートナーシップになっ

てしまします。でも、非常に時間がかかるわけです。わりあい小さい問題で、アメリカ側がそれほどうるさく言わない問題ですと、むしろ日本の企業の損になっているというのを知りながらも、そのまま進めていくケースが非常に多いわけです。

あと、小さい差は山ほどありますけど、きょうは、このくらいで終わらせていただきたいと思います。

質疑応答

高田（共同OB） ジョイントベンチャーをやる場合に、向こうでは会社をつくらないんですか。日本の場合は別会社というのをつくるんですけれども。

ザルム そうですね。概して言えばそういうことです。

高嶺（中日OB） 日本の弁護士法では、役員になることはできるんですが、会社の従業員になることはできないわけです。アメリカの場合、民間企業の法務部のレギュラーの社員になることは可能なのですか。

ザルム はい。社員になれます。役員になっている人も、そうでない人も両方いますね。制約はありません。

竹居（日経） アメリカの社会は訴訟社会など日本では言われています。訴訟が当たり前というか、きわめて身近なものになっている。そういうものについて日本人からみた場合の相違というか異和感が、日米間の弁護士問題の底流にもあったのではないかと思います。訴訟の行き過ぎがアメリカでも問題になっているようです。ザルムさんは、アメリカのそういう訴訟社会というものを、どんなふうに見ておられるのでしょうか。

ザルム 面白い質問だと思います。できる限りお答えしたいと思っています。その前にもう一度強調しておきたいのは、日本にくる外国法事務弁護士は、そういう訴訟問題とはいわば関係のない存在だということです。私自身、アメリカでも法廷に立った回数は指で数えられるほどです。私の仕事は、主に自分の事務所の部屋や会議室で、お客さんと一緒に行われます。ほとんど法廷に行かないわけです。アメリカの大部分の弁護士は法廷に行きません。わりあい容易に資格は取れますから、弁護士資格を持っていない日本の民間企業の法務部の方の仕事と非常に似ているわけです。

ですから、そもそも円満に解決できる案件をむしろ紛争の種にするような連中と、そうでない弁護士とがいるわけです。そうでない人たちは、一種の社会の潤滑油としてみていただいていいのではないかと思います。

それはさておいて、じゃ、訴訟をやっている連中はどうか。非常にいろんな種類の訴訟があります。たと

えば医者がやった（マ）についての訴訟、または大企業同士の訴訟、それぞれ性質が違ってきます。そのそれぞれで、ご指摘のやり過ぎじゃないか、もうそろそろ反省すべきじゃないかという度合いが、違うわけです。医者の場合ですと、まさにこれについていろいろ州ごとに新しい立法ができ、賠償金額について天井を設けたりする趣旨の法案も出されています。

私個人としては、やはり、ある程度までこれを制限しないと、社会的にみて非常に無駄が多いのではないかと感じています。医者がかけなければならぬ保険料がますます高くなって、私も一般の患者になる人間から取られるカネが、それで高くなるわけです。すでにその社会的負担は度が過ぎていると思います。ただ、だからといって、これに関連しての弁護士活動がみんな悪いとは限りません。そのおかげで医者は非常に注意をして仕事をやっているわけです。時々私は思うのですが、ほかの国ではそういうような訴訟がないから、患者の立場が十分に考えられないようなことになるのではないかと、という感じがします。

また、大企業間の訴訟ですが、これについて最近考えられているのはADR（Alternative Dispute Resolution）です。要するに訴訟以外に紛争を解決する方法があるのではないかとことです。弁護士にまかせないで、むしろ企業のトップ同士が会って、短い期間内にいろいろと事実関係について知らせ合って、早くケリをつけるための決断をしたらいいのではないかとこの考え方です。

ですから、確かに、反省する余地は十分にあると思います。ただ、やはり、分野ごとにそれぞれちょっと性質の違った問題があることを忘れてはいけないと思

います。

ただそうした場合でも、私、これは特に日本の企業の方々に申しあげているのですが、訴訟を抜きにして解決をする方法は大変結構なのですが、いざとなれば訴訟をする覚悟ができていないということが大切です。不当に取り扱われることを避けるためには、ほかにもっといい方法があるかもしれませんけれども、そういう方法も相手次第であって、もしそれが取れなかったならばいつでも訴訟をやってもいい、ということになれば、アメリカではやはり相当食いのものにされます。

けさ（十月五日）の「日経」に、米国の法律と租税関係について書いた特集がありました。詳しく記事を読む時間がなかったのですが、刑事事件が発生した時には、司法省と話をつけて取引ができる、特に優秀な弁護士を使って和解のようなことができるという趣旨の記事が載っていました。アメリカには、確かにそういう制度があります。

ただ、その制度の使い方は非常に難しいわけです。アメリカの検事は一般に大変若い人が多いのです。脚光を浴びる仕事をやって新聞によく報道されたら、自分が民間の事務所に移ろうと思った時にいいオファーがきますので、非常に派手にやりたいわけです。ですから、日本の企業が和解でケリをつけた、あまり法廷で争いたくないという気持ちばかりを自分の態度に表しながら、そういう人たちに接しますと、大損です。むしろ、自分は何も悪いことをしていない。ここと今まで自分の防衛のために弁護士費用を惜しまない。手段を選ばずこれに打ち勝つという覚悟が大切です。そして適当にその過程で、もしそういうチャンスがあったならば和解をする。その辺がちよっと微妙な

んですが、いつもそういうあんばいを意識しながら進めないと、アメリカの社会では損をします。刑事事件にしても民事事件にしても。

これが一番日本の企業の方々に理解していただきにくい面です。日本では、何かやった時「すみません。二度ともうやりません」という態度が非常に効果的ですが、アメリカでは正反對のほうが……。まあ、国民性の違いなどいろいろあると思いますけれども、これは一つの大きな違いだと思います。

滝鼻（読売） 日本のお客さんは土壇場になって依頼してくるという話がありました。これまでの経験から土壇場のケースと、早く依頼したために得したケース、依頼者のことはなかなかおっしゃりにくいと思いますが、差し支えない範囲で早く頼むとこれだけ違う、というのを話していただけないでしょうか。

ザルム 一つありましたね。これは相当前の話で、もちろん、名前は言いませんが。

プエルトリコに独占販売権を与えている企業がありました。売り上げがあまり伸びずなかなかうまくいかないで、これをクビにして、別の販売店で、もっといいのを捜して、それに独占権を与えようというのを考えたわけです。そのプエルトリコの販売店を訪ねて——本当は違う国でしたが——「大変なご努力を非常に感謝しております。非常にいいところもいっぱいあるのですけれども、ちょっと辞めてもらいたいと思います。ほかのところになりたいと思います」と言っても、なかなか相手はイエスとは言ってくれないわけです。何か月もそれが続いて、もちろん、弁護士へは相談に行っています。訪問していろいろ説いても、なかなか辞めてくれないので、本社に戻って解約の手紙

を出しました。それは販売契約に沿って作成された解約通知でした。そうすると、相手はすぐに訴状を出して訴訟を起こしてきました。

その段階で初めて私のところへ相談に来ました。よくみますと、プエルトリコの法律には、たまたま販売店保護法というのがあります。契約に何が書いてあっても、パフォーマンスが不足という、それがなければ解約はできないわけです。一たん結んでしまえば、パフォーマンス不足を立証しないかぎり、いわば永遠に自分の販売店として使わなければならないようになっているわけです。

アメリカの企業であったならば、販売店を切ろうと思いはじめた時には、まず弁護士のところに相談をしに行きます。ですから、そういう法律があるどうかは、非常に早い段階で判明するわけです。分かったからといって、別に違った結果にはなりませんけれど、それによって一年くらいかけて何回も正式に手紙を出すわけです。「どうして売り上げが伸びないのか。これとこれとこの点であなたの努力は不十分ではないか」とやるわけです。そして面と向かって話をするということになるならば、事前にどうい話をしたらいいかも、弁護士はアドバイスします。たとえば「あなたはよく昔頑張ってくれた」というような話はあるべくしないようにとか。

一年ぐらい相手に対して十分にいろいろなウオーニングを出して、これに沿わなければ解約しますよという含みと矛盾するような一切の手紙とか発言はしないようにと、弁護士は指示するわけです。そして、訴訟になってもまずまずこっちは勝つであろうという線まできた時、はじめて解約の通知をその時点で出しても

らいます。

実際この日本のお客さんの場合には、最終的には和解になりましたが、何百万ドルも支払わなければなりませんでした。一年早く相談してくれていたならば、おそらく金額は全然違っていたと思います。

阿部企画委員（司会） ザルムさんのスキヤデン・アープスは、企業買収が非常にお得意の法律事務所だとうかがっていますけれども、最近起こっている日本とアメリカの大きな企業買収が、軍事機密とか国防問題絡みでおかしくなっているというケースを聞くわけですが、日米関係の今後を含めて、企業買収についてどういう具合にお考えになりますか。

ザルム いまおっしゃいましたのは、おそらくフェアチャイルドの案件だと思っています。うちの事務所は全然それに関係しなかったのですが、あの事件がありましてから、すごく日本の方々が敏感になっていて、ちょっと企業買収について敏感になり過ぎていて、これはいかと、私は感じています。日本の会社がアメリカで買物をし過ぎていてはいないか。それが、貿易と同じように反感を買うのではないか、という心配が出てきていますが、特定の業種以外たとえば金融業はちょっと複雑ですが、あるいは防衛関係が絡んでいるものもありますけれど、それらを除いてはまだまだそういう反感はないと思います。むしろいい値段で買ってくれると、喜ぶ傾向が強いと思います。

時々値段がよすぎて、他の買おうと思っている人々から、「これはけしからん。われわれにとってはこれは不利益だ」という批判も聞きますけれど、大きな問題ではないと思います。

ただ防衛問題が絡んでいる場合は、どうしてもこれ

こそかなり以前に、やはり、社外のコンサルタントと相談しておかないといけないのではないかと思います。それをした上でも、ある程度まで制約があることを覚悟しないといけないのではないかと思います。

石井（日経OB） 東芝のコム違反の問題で、必ずしも東芝機械が輸出した工作機械のせいで、ソ連の潜水艦のスクリーナー音が下がった、というはつきりした証拠はないわけですね。それなのに東芝機械は社長がクビになり、かつ担当の部長もクビ。その上、東芝の会長、社長が自分で謝って辞めてしまうということなんですが、仮定の話で恐縮ですけど、先生がもし東芝の顧問弁護士であつたら、どのような助言をなさったか。

ザルム ローヤーがいつも憶えていなければならぬのは、意見を述べる前には、徹底的にすべての事実を知った上でなければならぬということなのです。そして、おそらく事実というのは、新聞で報道されている以外にも多くあると思います。

ただし、それでも一つ申しあげることができるとすれば、日本的なというか日本で非常に通るような対処の仕方は、本当によく考えた上でないと効果が無いと思います。たとえば東芝の会長、社長がお辞めになったのは、アメリカでの効果という点では、本当にゼロに近いのではないかと思います。日本では、これは大変意義があるというか、大変な犠牲を払ったということになると思いますが、アメリカではそんなの全然……、まあ、全然というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、非常に効果は薄いと思います。

一般に日本の会社の代理をしていますと、非常にそういうことが多いわけです。日本では通るゼスチャー

的なことは、むしろアメリカでは効果が非常に薄い場合があります。

高田（共同OB） 日本の裁判が長いというのが世間一般の定評になっています。米国と比べて、日本の裁判は本当に長いと思われるか。

ザルム 私の専門外の訴訟の話になりますけれども、やはり、日本は訴訟だけでなくて仲裁も、アメリカのそれと比べて非常に長いという感じがします。長くさせる主な原因は、一たん始まっても続かないという日本のやり方にあります。アメリカでは一度、裁判が始まると、終わりまで毎日やります。

ですから一週間、あるいは一か月、二か月、時間がかかるとしても、毎日、一度始まると終わりまでやります。ですから、アメリカの依頼者は、日本では一日やって、あと一か月休んでまた一日やるなどと聞きますと、「そんな能率の悪い話があるもんか」と怒って、「辞めよう」と言う人が非常に多いわけです。

一〇年前までは、米国でも「日本は訴訟が非常に少ないからいい国だ」という評判がありました。しかし、だんだんとまたそれについてアメリカでも反省があって、詳しいことを調べると、「訴訟をやろうと思っても、こんな非常にお粗末な、非効率的なことだから日本人は訴訟に持ち込まないのだ」という認識も出てきています。ですから、「本当に被害を受けた人たちは、これでは大変に損でアンフェアじゃないか。日本についてのかつての評価を考え直さなければならぬのではないか」という考え方も、アメリカでポツポツ始まっています。

中村（神奈川新聞） 日本の門戸開放も、モノ・カネ・ヒトという順番で遅まきながらポツポツ進んでい

て、やっと弁護士問題が解決したように思われるんですが、次に開放されるべき職業としては、どんなものがあるんでしょうか。

ザルム この弁護士で終わりにゃないかと思えます。さすがに日本で医者あるいは歯医者として働きたいという米国人はあまりいないと思います。もう少し規制を緩和してもらいたいと考える人がいることはいるだろうと思いますが、需要が非常に限られているから、弁護士ほどには多分問題はないだろうと思います。個人として感じることは、アメリカで作られたものを、なんとかもっと安く日本で買えるようにならないかなと思います。別に税関とかそんなところと無関係なものまで、いつの間にか非常に割高になっている。アメリカの新聞で、「ニューヨーク・タイムズ」ははかと比べて飛び抜けていい。しかし、その日曜版を帝国ホテルか、ホテルオークラで買おうとすると四、八〇〇円です。日本の円が一ドル二六〇円であった時も、いまも同じ値段なのです。非常にパカバカしいという感じなのですが、それでも私も二、三回それを買って妻に非常に叱られました。「そんな五、〇〇〇円もする新聞を買うバカがいるか」と（笑）。まあ、そういうようなことを、どうにかしてもらえないのだろうか、という気が個人的にはしています。

（文責・編集部）

E. アンソニー・ザルム氏略歴 一九四四年生まれ。プリンストン大学東洋学部、ハーバード大学ロースクール卒。六九年から弁護士活動を始め。八六年から「スキャデン・アープス・スレート・マー・アンド・フーム」法律事務所所属。八七年五月、法務省が米国人弁護士三人の資格を承認、日弁連も六月三人の登録を認めたに伴い、六月東京事務所開設。

1987年10月21日（水）研究会

宇宙開発の 商業化はいつか



大 沢 弘 之
(宇宙開発事業団理事長)

一体、日本の宇宙開発の商業化はいつになるのだろうか。これへの関心が現在大変高まっています。二週間ほどヨーロッパへ行っておりましたが、ヨーロッパの宇宙開発関係の人びとからも、この点でいろいろきかれました。私も開発しているH-Iロケットがいつ商業化するのか、という質問が大変多かったわけです。与えられたテーマである「宇宙開発技術の現状並びに主要先進国との比較」を一言で言ってしまうと、「いつ日本は商業化するのか」ということになるのではないかと思います。

それからもう一つ、この宇宙開発は先の長い、これからの人類にとつての開発課題だと思つて、私もいまやっているわけです。世界の先進国もそういうこ

とで開発を進めています。従つて、その将来への展望と申しますか、ほかの国は今後をどんなふうに考えているのか。そういった二つの点から申しあげようかと思っております。

平和利用に限定して

日本の宇宙開発は平和利用に限定されています。宇宙開発は、ご承知のようにロケットから出発しています。ロケットは、第二次大戦中V-2号でドイツがロンドンの攻撃をやったところから、実用的なものになつてきたわけです。従つて、軍事から出発しています。その後もICBM等、ロケットの技術は、軍事の非常に重要な技術として発展してきているわけです。日本は、そういう軍事利用ということを当初から断ち切る形で、宇宙開発を進めてきています。「平和的」というのが、私どもの事業団の活動を定めた法律の最初にも書いてあります。日本の宇宙開発全体を、平和利用で進めるんだという、国会、あるいは広く日本全体のコンセンサスのもとに始まっているわけです。現在、通信衛星とか気象衛星を使っています。これは、当然、広義の安全保障にかかわる問題です。しかし、日本の宇宙開発としては、宇宙産業に貢献し産業を育てるため開発をすることが、政府のお金でやることの役割であるかと思ひます。

日本の場合には、そういう産業というふうなことでの意味付けがなじみますが、欧米あるいはソ連等におきましては、国家の威信と申しますか、人類のためのフロンティアを開拓していくんだといったように、もう少し高次元的なレベルで宇宙開発が語られ、実行され

ている面もあります。具体的に申しますと、ソ連でもアメリカでもフランスでも、宇宙開発は大統領なり書記長なりのトップの重要な課題として、上から引っ張り上げていくというような形で進んできています。それはやはり国の престиージにかかわる、という認識によるわけで、日本の場合とはその点で非常に異なっています。

私も、これからの産業の、あるいは広義の安全保障と申しますか、主として産業的に役に立つことができるように、ある具体的な目標を与えられた中でやっているわけです。

諸外国から日本の開発をみている方々は、やはり自動車やエレクトロニクスでの、日本の技術の最近の向上の延長線上で、宇宙開発をみえています。いずれは同じような形で世界へ出てくるのではないかと考え、これが商業化についての質問の元になっているのだらうと思います。たしかに日本の実態を考えますと、やはり、そういう方向で動いているということが言えるでしょう。

商業化と言う場合には、ファクターを分けて話さなければならぬと思います。たとえば技術の水準はどうなんだろう。あるいはそういうことをするための経済性、コストはどうなんだろう。あるいは自在性と申しますか、外からの要求に対して自由に応えられるのか。商業化ということをはたすためには、そういう点について説明をしなければならぬわけです。

まず、技術の水準について少し申しあげます。宇宙開発には、技術の面でみますと、非常にいろいろな側面があります。道具といいますが、物で大きく分けて、ロケット、衛星、あるいは最近では宇宙ステー

ションという言葉も出てきています。それから、これに関連しまして地上側でのいろいろな問題もあります。たとえば宇宙から撮った画像を解析するとか。あるいは宇宙ステーションに関連して、無重力の環境で新しい材料とか薬といったものを作っていくための装置の開発とか。宇宙の中にもいろいろな技術があるわけですが、もちろん、現在はやはりロケットと衛星の技術が、もろもろの中で代表的に国際比較がなされるものではないかと思っています。

ロケットも衛星も両方とも、いま現在のものは大変スマートです。形がわりあい単純にできていますので、そこにどういう装置が蓄えられているのか、なかなか外見からはサッとみえない。従って、ロケットなり衛星の技術の高度さと申しますか、先端技術であるということが、必ずしも一般の方々には分かっていただけないところがあるのです。ロケットにしろ衛星にしろ、あのスマートな形の中に、実は大変な先端技術が入っているわけです。

確定しない「宇宙」の定義

ロケットは通常二段ないしは三段に分かれています。そのほかに補助ロケットと申しまして、本体のほかに、そのわきにロケットをつけるわけです。ご承知のように地球に重力があるものですから、その重力を脱して重力の及ばないところまで持っていく。そこが宇宙ということになるわけです。実は宇宙の定義が、まだ国際的にも確立しておりません。国連に宇宙利用の委員会というのがあって、宇宙の定義をしようという生懸命なのですが、なかなかできません。これはいろ

いろと、またそのことによる利害が絡むわけです。領土の上には領空権があって、一体その領空権はどこまでなのかというのと、宇宙の定義が絡むわけです。衛星やロケットは人の国の上でもほとんど飛んでいくわけですから、従って、領空権があまりにも主張されると、妙なことになるわけです。

それをめぐって、地上一〇〇キロから上が宇宙だとか、二〇〇キロから宇宙だとかいうような議論があるわけです。大体一〇〇キロから空気が大変少なくなります。二〇〇キロになりますと、ほとんど空気はなくなるというのが宇宙の状況です。一〇〇キロというのは、東京―熱海程度の距離です。二〇〇キロは名古屋までも行かない距離です。ですから地球という大きな球からみまると、宇宙は本当に表面のちよつとしたところで、地表から遠いところではありません。この事実は、いろんなことを認識していただくために、大変大事なことでないかと思っています。宇宙というと、非常に遠いところのような感じがするのですが、実はそんなに遠いところではありません。

ただ、宇宙では非常に利用の高いところがあります。地球から三万六、〇〇〇キロのところでは、これはうんと離れています。地球の半径が六、〇〇〇キロですので、半径の六倍です。これは地球からはるか彼方といってもいいかと思っています。このところが宇宙では非常に便利な場所になっています。三万六、〇〇〇キロのところでは物体に円運動を与えますと、ちょうど地球と同じ速度でその物体が回ります。これは物理学の法則みたいなものです。そういう性質が重力との関係であるわけです。従って、三万六、〇〇〇キロのところでは物体に円運動をさせますと、下からみてい

る時には、地球が自転をしている速度と同じに回りまわすので、いつも自分の頭の上で静止しているのと同じ状態になるわけです。静止衛星という言葉があります。これは三万六、〇〇〇キロ離れたところに置く衛星のことです。そこに気象衛星を置いて地球をみれば、いつも日本なり豪州などの写真が撮れるということになります。通信衛星、これもいつも自分の頭の上に止まっているようなものですので、そこを通信の発信あるいは中継の基地にすることができるようになります。放送衛星もまたしかりです。そこに置いておけば、いつも日本のほうにきちんとした電波を送ってくることもできます。

低軌道での利用

ところが、二〇〇キロから上の低軌道といわれるところでも、大気空気がなくなるところから上が使えるところですが、そこでも、いろんな仕事ができます。空気がありますと、物が運動する時には、抵抗がありますので空気との間で摩擦が起こって速度が鈍るとか、あるいは大気圏突入の際にみられるように摩擦熱で物が燃えてしまうというようなことになります。二〇〇キロから上では、そういうことがないわけです。

そういう意味で、「宇宙は二〇〇キロから上」というような定義が出てくるわけです。これはごく大雑把な数字で、一八〇キロか、二〇〇キロの辺に行けば空気がなくなるから使えるわけです。従って、宇宙というのは、そこから上という考え方が出てくるわけです。そういう低いところから地球の写真を撮るといいう仕事もあります。三万六、〇〇〇キロから、気象衛星で

雲の写真を取っているのですが、非常に遠いためにあまり細部はみえない。地球に近付けば近付くほどよくみえるわけです。二〇〇キロぐらいのところまでくれば、大変よく地球上の様子が分かる。

いろいろな利用の仕方がありますが、一番ナイーブなのは、いわゆる偵察衛星です。地球上の諸活動、飛行機なり基地なりが上からみれば一目で分かっています。安全保障上からも大変役に立つので、米ソ両軍事大国は、昔からこの偵察衛星をたくさん飛ばしているわけです。もつと下りてくればもつと詳しくみえますが、摩擦がありますので、だんだん衛星が機能を失うと申しますか、最終的には燃えてしまうというようなことになる。しかし、そういう経済性を問わないで、一度だけでもいいから低いところからみてやろうと思えば、約一〇〇キロのところまで写真を撮ることも可能なのです。

そういうことからいうと、やはり、一〇〇キロくらいから上でないで、宇宙の定義としては困るといいますか、そんなこともあったりで、宇宙の定義はもめるわけです。通常、特に産業的な利用という意味では二〇〇キロから上ということになります。

低軌道、すなわち二〇〇キロから上の地球に非常に近いところの利用では、日本でもごく最近、九〇〇キロのところには海洋観測衛星を上げました。海の色とか海の温度を調べる衛星です。気象的ないろんな解析をするための道具にもなりますし、魚群の探知といったような使い道もあるといわれているわけです。現在は、まだそういういろんな研究をするための道具の程度ではありますが、ある程度の役にも一面では立っています。

そのほか六〇〇キロとか五〇〇キロとか、高さは用途に応じて使い分けるわけです。宇宙ステーションは大体四五〇キロのところを飛ばそうということになっております。そこで地球の観測をするなり、そこで行って地球の周りを回っているわけです。回っているものの中では無重力の状態ができます。地球の上ではどこへ行っても重力を断ち切ることはできませんが、宇宙で地球の周りを円軌道なり楕円軌道で物が回りますと、その中は無重力になります。たとえば地上でいるようなものを混ぜ合わせる時には、やはり重力の影響を受けて、完全にうまく混じり合わない。通常の場合にはそんな必要性は毛頭ないんですけれども、ごく特別なものをつくらうといたしますと、重力の影響が入ってくる。が、無重力のところをつくれば、より高品位の材料なり薬なりができる。その無重力環境を利用して、新しい産業なり何なりを興していこうというのが、低軌道利用の一つであるわけです。

そんなことで宇宙空間では、それぞれの特徴に応じて、いろんなことをやっているわけです。

そういう宇宙空間に物を持っていくためには、重力に逆らって持つていかなければならない。ロケットが必要になります。ロケットは、自分の重さと重力に逆らって物を持ち上げるわけです。燃料——いまのところ石油系の燃料が主流ですが、もつと効率のいい液体水素がだんだん出てきています——その重さがあるわけで、それを上手に使って物を持ち上げていかなければならない。燃料を詰めるタンクとか、それを燃やすためのエンジンは、燃料がなくなってしまうと、結局、無駄な重さになりますから、途中でそれらは切り離す。二段とか三段とかいうやり方にするのは、そ

ういう理由です。ある程度行って燃えたら、それは切り離して捨てて、身軽にしてもう一つ行き、さらにそれが燃え尽きたら身軽にしてと、こういうことでロケットはつくられている。

当初は五段というようなやり方もあったわけですが。いろいろな技術進歩の結果、現在では大体三段が普通です。三万六、〇〇〇キロのところまで物を持ち上げるのに、通常三段ないしは四段、正確には衛星の中にもロケット的なものを持っていますので、それを含めますと四段ぐらいで、静止軌道へ行って行っているわけです。

これもまた、最近少し技術の進歩がありまして、現在では二段である程度持つていくというのが、新しい効率的なロケットになってきております。

ロケットは完全国産化目前

日本のロケットはNとかHとか名前がついております。現在、私どもが使っている主力ロケットはH-Iという三段のロケットです。昭和六十七年に使えるように、いま開発中のH-IIというロケットは二段式です。

ロケットの技術は、もともとアメリカからいろんな技術を導入し、ライセンス生産をしながら、次第に自前のものへだんだんもつてきているわけです。私どもの事業団ができましたのが、いまから一八年前です。一八年前から少しずつ技術を身につけてきた。国産化を進めてきたわけですが、H-IIロケットで完全国産化ということになるわけです。

ロケットを構成している部品を全部日本で作ると

いう意味よりは、ロケットの設計を完全に日本で考えて、主要な部分を日本で作ることができると、というのが完全国産化ということの意味です。安いもので同じようなものがほかの国にあれば買ってくればいいわけです。全部が全部日本の部品を使うという意味ではありません。設計が日本の中できちんとやられていることが重要です。ロケットの中には軍事があるもので、各国とも出さない技術もあります。そういう出さないものについて、自分で完全につくれるところまでに達するというのが完全国産化です。それが、昭和六十六年にテストをして、六十七年から実際に使おうとしているH-IIによって達成される予定です。

当然のことながら技術の性能、あるいは失敗なくやれるという信頼の度合いまで含め、さらには打ち上げのコストが他と競争できるものということも含めまして、H-IIロケットは商業化へ向けての第一歩だと考えています。

現在使っているH-Iロケットは、まだアメリカから導入したものを一部に使っています。従って、先ほどの「完全」というところまでいっていないわけですが、もともと基本的な設計方針もアメリカのものを使ってやってきたものなのです。H-Iは、設計的にみましても、日本の技術ではない。しかし、その中の三段に分かれている第二段の部分だけは一生懸命国産化してきました。一〇年かけて第二段のエンジンとかタンクの開発に取り組みまして、それに成功したわけですね。その結果、現在のロケットのエンジンとしては世界最高水準のものをつくることができました。燃料は液体水素です。

昨年の夏に初めて試射をやり、今年の夏に実際に衛

星を宇宙に打ち上げたわけです。この二つの結果を、各国の宇宙開発の人たちがみていて、その技術が非常に完全で立派なものであると評価したので、商業化がだんだん話題になってきているわけです。

H-IIという次のロケットは、第二段にいまH-Iに使っているエンジンをほぼそのまま使います。が、第一段には同じく液体水素を使うエンジンをいま開発しているわけです。第二段に使っているエンジンの一〇倍の能力ですから、相当大きなエンジンです。一〇倍の能力のものではありませんが、日本の技術の信頼度が一般的にみて非常に高いことから、もう間違いなく第一段の大きなエンジンも予定通りに完成するであろう、というのが各国の見方です。

実際には、現在幾つかの問題点に達着しております。開発の途上であり、試験をいろいろやっております。最中に、ブレードが飛ぶとかいろいろな問題が出てはおりますけれども、大体予定通りにいけるのではないかと、思っております。世界も、H-IIは六十七年ないし六十六年には出てくるだろうとみております。コストの問題は、なかなかほかの国からは分からないのですけれども、私どもは開発の当初から諸外国のロケットと競争できるコストでやるんだ、ということを言明しています。ロケットの構造とか諸般の点を専門家の目でみて、相当安くできるのではないかと、という見方もされているわけです。従って、このロケットが完成した時に、いよいよ日本は宇宙産業の分野に乗り出してくるんだ、というのがいまの諸外国の認識です。

ロケットはそういうことですが、まだほかに細かい部分に関しましては、やらなきゃならないことがあります。

ます。

たとえばロケットの先端に衛星をのせます。その衛星をほうり出すために、ロケットの先端は高いところへ行ってから、フェアリングといって二つに割れます。この二つに割れるロケットの先端のところは、日本の開発の中で一番遅れております。いまのH-Iロケットでも、まだアメリカの製品を使っているという状況です。これもH-IIロケットでは国産にしようというところで開発しているわけです。

そんなことで諸般のところに、まだ開発をしなくてはならないものが幾つか残っているわけですが、H-IIではともかく一人前になるわけです。

アメリカ、ソ連は当然のことですけれども、欧州もすでに数年前にこれを達成しています。欧州はエアバスというロケットをつくっています。数年前に自前の技術を達成しまして、現在すでに商業化といえます。か、ロケットの打ち上げ会社をつくって、各国の衛星を商業的に打ち上げているわけです。

一方、衛星ですが、ごく大雑把に言えば、欧米に比べて、ロケットと同じような水準にあります。まだ完全に一人前にはなっていません。昭和六十七年を目標に、私ども、技術試験衛星VI型という大型衛星の開発を、いま進めています。その衛星ができる時には、コストとか性能とかいう面で、世界の水準に達することになるということです。いまはまだそこまでいいません。

ロケットのように幾つかまだ自前で開発しなくてはならない点もあつたり、あるいは大きな衛星の設計が完全に自前でできていないという状況で、ようやく六十六、七七年を目ざして、それに取り組みだしたところ

です。これを実証してはじめて、技術ですので、水準に達したといわれる時になるのだらうと思つています。

そういう意味で、商業化については世界の戦列に六十年代後半から入るということです。大きな問題で遅れている点があります。有人問題と、私どもはいつておりますが、物を送ることのほかに、人間を宇宙に送るといふ問題があります。ステーションというのは、低軌道に部屋をつくつて、そこに人が住んでいろんな実験をしようとするわけですから、当然、有人問題です。

遅れをとっている「有人問題」

これは日本が大変遅れているところですので、たまにレーガン大統領から八四年に、西側の日本、カナダ、欧州、それに米国のグループでステーションをやるうじやないか、という提唱がありましたので、現在そのステディの段階ですが、ステディだけはとにかく参加してやりましょうということ、もう二年ばかりこれをやっております。日、加、欧州、米国とみんな一緒にやってこれをやるということについて、近々、決めなければならぬところにきています。こういうステディ、それから今後の建設といいますが、事業に参加することによりまして、有人問題でのキヤッチアップを図りたいというのが、私どもの考えです。

これにつきましましては、まだまだやらなくてはならないことがたくさんあります。いままでロケットは上へ行くだけのことをやっておりまして、上から帰ってく

ることをやっておりません。人間が行く以上は、当然、帰ってくる技術ができなくては有人問題にならないわけです。帰ってくる時には、大気圏という、大きな空気摩擦のところを通過してはなりません。これは大変な壁です。大きな摩擦熱を受けるわけです。その摩擦熱からいかに逃げながら、地球に戻ってくるか。リエントリーといっておりますが、この技術開発はまだ一つも日本ではなされておりません。これも急速にやらなければならぬ技術です。

もう一つはドッキング技術です。宇宙ステーションに行った時に、ドッキングする。これも米ソではずいぶん昔からやっているわけですが、日本としては全く未経験のものです。この技術も鋭意急いでやらなくてはならないわけです。

有人ということになると、無重力でしかも空気のない空間で、長い間人間が生活をするということになります。人間の生理学的な問題から、そこにおける生活上のすべての問題が全く未経験分野です。そういうことに伴ういろんな技術開発が必要になります。米ソに比して、大変大きな技術格差がここにあるわけです。

宇宙開発はいずれにしましても、ある程度人間が宇宙へ行かなければならない開発です。これだけロボットが発達し、遠隔操作の手段も発達してきているので、無人でやるという構想もあるわけですが、しかし人類が宇宙へ展開をしていくというのは、もっと長い目でみますと、もっと大きな別の問題があるわけですから。そういうことでありますので、やはり、有人問題と取り組まなければならない。こういうことで始めているわけです。

各国の今後の展望

そこで、世界の今後の展望についてちょっと申しあげます。ソ連は一生懸命やっていますが、あまり長期展望というものを示していません。アメリカは長期展望をごく最近出しました。

アメリカは一九八五年に、レーガン大統領の要請で、これから五〇年後のアメリカの宇宙開発が、いかにあるべきかを検討する委員会ができました。ペインという元NASAの長官が委員長です。アメリカの先端的な学者や、宇宙飛行士といったような人たちが入った委員会です。約一年半の検討の結果、ペイン報告という有名なレポートが出ております。二〇三五年のアメリカの宇宙開発の姿を描こうという、大変野心的なものです。

これは、アメリカの宇宙に対するフロンティアの精神と、アメリカ自身のプレステージ意識が大変によく出ている興味あるペーパーです。具体的に申しますと、二〇三五年には、火星ないしは火星の衛星のどちらかにコロニーをつくらう、というのが五〇年後のアメリカの目標になっています。そのことのためには、大体二、〇〇〇年少し過ぎた頃に月の開発をする。月を基地にして火星に行くというのが、このペイン報告の非常に大きな筋立てです。これをやるのは世界で米国しかないんだということで、もちろん、国際協力なしがらやるのですけれども、それを引っ張っていくのはアメリカしかないんだということで、非常に格調の高い報告書を出しております。

日本としても、将来にわたつての展望をもたなければ

ばならないのですが、有人問題一つをとりましても、日本のいまの技術は、とても将来の日本としての像を描けるようなところまでは、まだいつてはいない。

日本では、一五年後を目標にした長期展望を、最近、宇宙開発委員会がまとめて、この六月に委員会報告として出しております。できたら六十三年までには政府の計画にしたいということです。まだ政府の計画というところまではいつておりません。

有人問題に日本はどうしても取り組まなくてはならないということです。ソ連はすでに自前で持つておりますし、いづれ欧州も自分の宇宙ステーションを持つてでしょう。日本も、やはり、自前のステーションをいずれば持つことになるのだらうと思います。

そうすると、そのためにやらなくてはならないインフラがたくさんあります。たとえば、宇宙ステーションとの間のいろんな連絡をするための、通信専用の衛星みたいなものもできなければなりません。人間を運んで降ろしてくるという技術も確立しなければならぬわけですね。これらをやするための技術開発が山積しています。当然、大変なお金がかかります。一応、現在の見通しでは、一五年間で六兆円ぐらい必要だということになっています。現在、日本の宇宙開発は大体一、二〇〇から一、三〇〇億円使っておりますので、一五年間で六兆円、年間平均四、〇〇〇億円というのは、いまの三倍ぐらいのお金になるわけです。普通に考えますと、できる水準のことではない。しかし、アメリカやヨーロッパが宇宙に使っている金額、それと国民所得あるいは政府の予算の中で宇宙開発費の占める比率など、そういういろいろなことを検討いたしますと、六兆円というのは、欧米と比較してみても決して

大きな金額ではありません。むしろ六兆円を達成するよりなやり方をしましても、現在の欧米の宇宙への投資よりも、まだパーセンテージは低いぐらいなのです。

どなたからも「とてつもない」という批判を受けるのですが、欧州の中ではイギリスがちょっと特殊な立場ですが、フランス、ドイツを中心とした欧州、米国、ソ連等は、宇宙開発に大変なお金を投じております。いづれ日本も宇宙の一つのフロンティアとしてやっていくためには、どうしてもその程度のお金を出していけないことには迫り着かない。一人前の仲間にはなれないということです。

米国はいま宇宙ステーションをつくって、そこへシャトルで行ったり来たりするという技術がもうできています。日本はこれから一五年間、これだけのお金を投じて一生懸命やって、ようやくその辺に行くというのが、現在の水準であらうかと思えます。

欧州の長期展望についてはどうかと申しますと、欧州も大体日本並みに二一世紀までの展望をつくっております。欧州は日本よりは進んでいます。米国とは非常にまだ格差があります。自分で人を運んで降ろしてくるという手だては、いま現在はまだ持つておりません。これを達成しなくてはならない。現在使っているアリアンⅢ、また近々使うことになっているアリアンⅣの上の、もっと大型のアリアンⅤというロケットを有人をやるためには達成しなければならぬ。そのアリアンⅤの上に小型のシャトルをつけて、総重量約二〇トンくらいで、アメリカのシャトルよりもうんと小さいものですが、これで、ある時には無人で荷物を運び、ある時には人を乗せるといって、エルメスという

宇宙往還機を開発しようということです。

宇宙ステーションについては、アメリカの提唱する計画に欧州も参加しますが、その発展型として欧州としてのステーションを持つてとうということです。これをコロンブス計画といっております。この計画にすでに着手しております。

宇宙飛行士の話ですが、有人問題の日本の取り組みの一番最初は、アメリカのシャトルに日本人を乗せて実験をしようというものでした。シャトルはいままで大体一週間の宇宙飛行をして帰ってきております。少なくとも三か月くらいは同一人が継続的にずっと滞在するのが宇宙ステーションです。いま有人の活動を早くやろうとしますと、日本としてはこれしかありません。そこでシャトルで一週間の飛行をしている間に、無重力の環境がありますので、そこで実験をしたと考えたわけです。

シャトルの運転自体は、アメリカのもので、当然、NASAの人たちがやるわけです。従って、実験をするシャトルのスペースを買って、自分たちのつくった機械を持つていつて、そこで実験をする。その時には、日本人の実験操作をする人も乗せてくれるということですので、五十四年頃どんな実験をするかをまとめたわけです。五十八年頃にはアメリカとの間で契約もできまして、六十三年の二月初飛行をしようということに進んでまいりました。

私も事業団としても、その実験操作をする人、パイロット・スペシャリスト（塔乗科学技術者）を確保しなくてはならないというので、公募をいたしました。女性一人を含む三人の人を選んで訓練に入ったわけです。そこへ六十一年の一月、チャレンジャーの事

故です。そろそろ二年経ちますが、まだ正確に再打ち上げの口取りが決まっています。大体、六十三年の六月頃ということで、いま諸計画が進んでいるように聞いております。そうしますと、二年半ばかり遅れるわけです。機械的に六十三年一月から二年半遅れます上に、シャトルが一つ減っておりまして、さらに遅れるということになってしまいます。現在、六十六年五月とかいうようなことで、当初考えました宇宙の飛行実験が大変に遅れるということになりました。最初考え出しましたのは、五十四、五年頃の実験計画ですから、もう一〇年も経ってしまっているのです、内容が陳腐化するおそれがあります。できるだけ早くやらせてほしいということで、アメリカとは交渉をしております。

しかし、どうも六十六年とか、あるいは場合によってはさらに遅れそうな気配すらあるので、大変残念なのですが、ともかく、これが日本としての有人経験の最初に当たるわけです。

質疑応答

上田（日刊工業） H—Iで日本が外国の衛星を打ち上げる可能性はどうなのでしょう。

大沢 現在、打ち上げをするということに関しては隘路があります。一つは、漁業補償の問題です。打ち上げ基地は種子島ですが、昭和四十二、三年頃になりますが、そこを基地にするということに対して大変な反対が漁業者から出ました。これを収めるのに一年半近くかかりました。その結果、打ち上げ期間を夏と冬、正確には一、二月のうちの四五日間と、八、九月

の四五日間、この期間でのロケットの打ち上げが認められました。ある程度のお金を当然出しているわけですが、そういう約束を漁業組合と結んでいます。

これは、商業化のためには大変な制約です。四五日というのは長いようですが、実際には、私どもも打ち上げの時には、いつもハラハラするわけです。四五日を過ぎると、半年間待たなくては、次の打ち上げまでの期間がない。春とか、秋に打ち上げるのが一番いいんだ、というようなことがあっても、それはできないということです。これでは、世界に向かって「お客さん、どうぞ」というわけには到底いきません。

あるいは平和利用ということが、これは大事なことですけれども、商業化ということがからすれば、やはり、一つの隘路になると思います。いちいちそれが平和目的かどうかを確かめなければなりません。軍事的が多少でもあるようなものを日本が打ち上げるということになると、その肩をかついだことになるわけです。それは、私どもの事業団の設立の目的にはそぐわないということになります。そのチェックの問題もあります。

ともかくいまのH—Iを使つての打ち上げということに関しては、とても商業化なぞということはいえないわけです。

H—Iの設計は米国のデルタロケットに基づいています。エンジン、あるいはいろいろな部分もライセンス生産等であるというやつです。コスト的にもいま設計し開発を進めているH—IIとは基本的に違っています。従つて、現在の世界の市場の中へ出しますと、H—Iロケットはとても価格的に引き合うものはありません。少なくとも倍近くかかります。原価を

割って引き受けるなんていうことはできるわけでもありません。H—Iロケットではかの国のものを引き受けてやるというようなことは考えられません。H—Iはあくまでも、H—IIなり、あるいは次代の衛星なりに向かってステップを踏んでいる研究開発段階のものであります。

村野（評論家） よく事業団とか、科学技術庁でロケットや衛星の国産化率をいうので、新聞にもよく出ますけれども、あの定義が分からないですが、部品点数で決めているのか、調達のお金で決めているのか。教えていただきたいと思っています。

大沢 私どもの発表の国産化率は、お金です。金額だけです。そういう意味では、技術的にみると、大変語弊のあるものですが、当初、どうもそういうところから出発してしまいましたものですから。それからもう一つは、一番勘定しやすいと申しますか、そういう点もあります。

そういう数字なのですけれども、ロケットで申しあげますと、Nロケットは大体五〇%の国産化率でした。H—Iで八〇%、それがH—IIでは、ほとんど一〇〇%になります。

H—IIも、外国から安く調達できるものがあれば、買ってくるという方針をとっています。アメリカにはロケット関係の部品を出す場合、国防上の理由で、非常に強い制約があります。そういう約束をした上でないと出してくれないということで、Nとか、H、あるいは衛星に関しまして、アメリカからの部品はそういう約束をしながら受け取っているわけです。しかし、これでは自在性がありません。それで、私どもとしては、そういう制約を受けた形でなく物を買

えるなら、H-IIに関してアメリカからも買いたいという提案をしているのです。アメリカは、やはり、国防的な理由によつてそれはできない、ということなので、日本としては自分で作らざるを得ないわけです。別に技術的に必ずしも高度なものでなくても、そういうものがあります。

しかし、ヨーロッパはもう少しオープンで、フランスの場合には、物によつては売つてもいいというのがあります。ですから、ごく少数のものはフランスから買うような手だてを現在進めております。コネクタとか、鉄のリングとかいう素材的なものです。もっと幾らでも安いものがあれば、H-IIのコストを下げるためにも、それは一番大事なことです。私どもは買おうとしているわけです。しかし、国防上の制約がいろいろあるようです。

ロケットの中で一番大事なものは、かつてブラックボックスといわれていた管制誘導装置です。これは、いわゆる大陸間弾道弾の心臓部です。現在の大きな飛行機にもみな備え付けられているものです。これがなかなか難しい装置で、時間がかかったのですが、H-IIの開発でこれを完全に国産化することができました。その試験も二回、完全にすんでおります。中身は要するにジャイロとコンピュータですが、これも一〇年がかりで完全国産を達成しました。H-IIでは、さらにそのもう一歩進んだ形のものをつくるべく開発中です。こういうものは、ヨーロッパといえどももちろん外へは出さないわけです。

そういう種類のものは、どうしても自分でやらなくてはならないということで作っているわけです。

村野 衛星のほうは、だいぶまだ調達しているよう

に聞いていますが……。

大沢 衛星は、ちょっと時間がなかったもので、くわしく触れなかったのですが、実は、日本の衛星は様々なのです。観測をするための衛星とか、あるいは通信をするための衛星とか、放送をするための衛星とかいうことで、衛星にはいろんな目的があります。外国では二つの目的を一緒にしているようなものもあります。たとえばインドには、気象もやればついでに通信もやる、という衛星があります。が、これは決して経済的ではない。本来、通信に使うなら、やはり、通信専用でなければなりません。そこで日本では、通信は通信、放送は放送、気象は気象というように、目的別に衛星を作つて使っております。

そういう目的別の衛星と、もう一つの系列としまして、日本の衛星技術そのものを開発、向上するため、技術試験と称して、小さい衛星から順次、衛星開発を進めてきております。技術試験衛星一号から現在、五号までできております。この夏に打ち上げましたのが、技術試験衛星五号です。技術試験衛星のミッションは、それぞれみな違っています。

一方、ミッション系の衛星の方は、たとえば放送衛星、あるいは気象衛星といったものは、まだかなりの部分、輸入です。国産化率は非常に低い。気象衛星は、現在、国産化率が二八％、放送衛星でも二九％で、いま開発しているこの次のもので七〇％ぐらいというところ。主として米國が持つていて技術を使うということ、新しい開発をしていくことよりは、ミッションの中身のほうに重要度を置いていきます。つまり、通信衛星ならできるだけだけの通信を早く達成するようにしようということです。放送なら早く見られる

ようにしようとか、気象衛星なら写真を撮る技術を間違ひなくやるようにしようとか、そういう方向に重点を置いていきます。そのためにはアメリカがすでに開発したものをを使うのが、一番確実です。それでアメリカの衛星をかなり使っています。従つて、そういう部品を積み上げていきますと、国産化率は非常に低くなります。

国産化率は低いのですが、衛星そのものが世界の水準から見えて遅れているものばかりではありません。日本の通信衛星はミリ波、非常に波長の高いところでの通信技術を、世界に先駆けて達成しました。二〇、三〇ギガヘルツという高い周波数での衛星通信は、まだほかの国では行われておりません。放送衛星もいろいろトラブルが出て批判を受けましたが、少なくとも一メートル以下の七〇センチという小さいアンテナで直接放送を受け取れるのは、現在、世界で日本だけです。

(文責・編集部)

おさわ ひろゆき氏略歴 一九二四年生まれ。北海道大学物理学科卒。四九年資源庁入省。科学技術庁参事官、審議官、研究調整局長、計画局長、事務次官等を歴任。八一年宇宙開発事業団へ。八四年から理事長。